

免除・納付猶予

ケーススタディー①

会社を退職したときの
免除申請手続き

ケーススタディー②

さかのぼって
免除を申請するときの手続き

免除・納付猶予



免除・納付猶予



このケーススタディは、平成27年4月1日時点の法令に基づき制作されています

免除・納付猶予

ケーススタディー①

『会社を退職したときの免除申請手続き』

(特例免除)

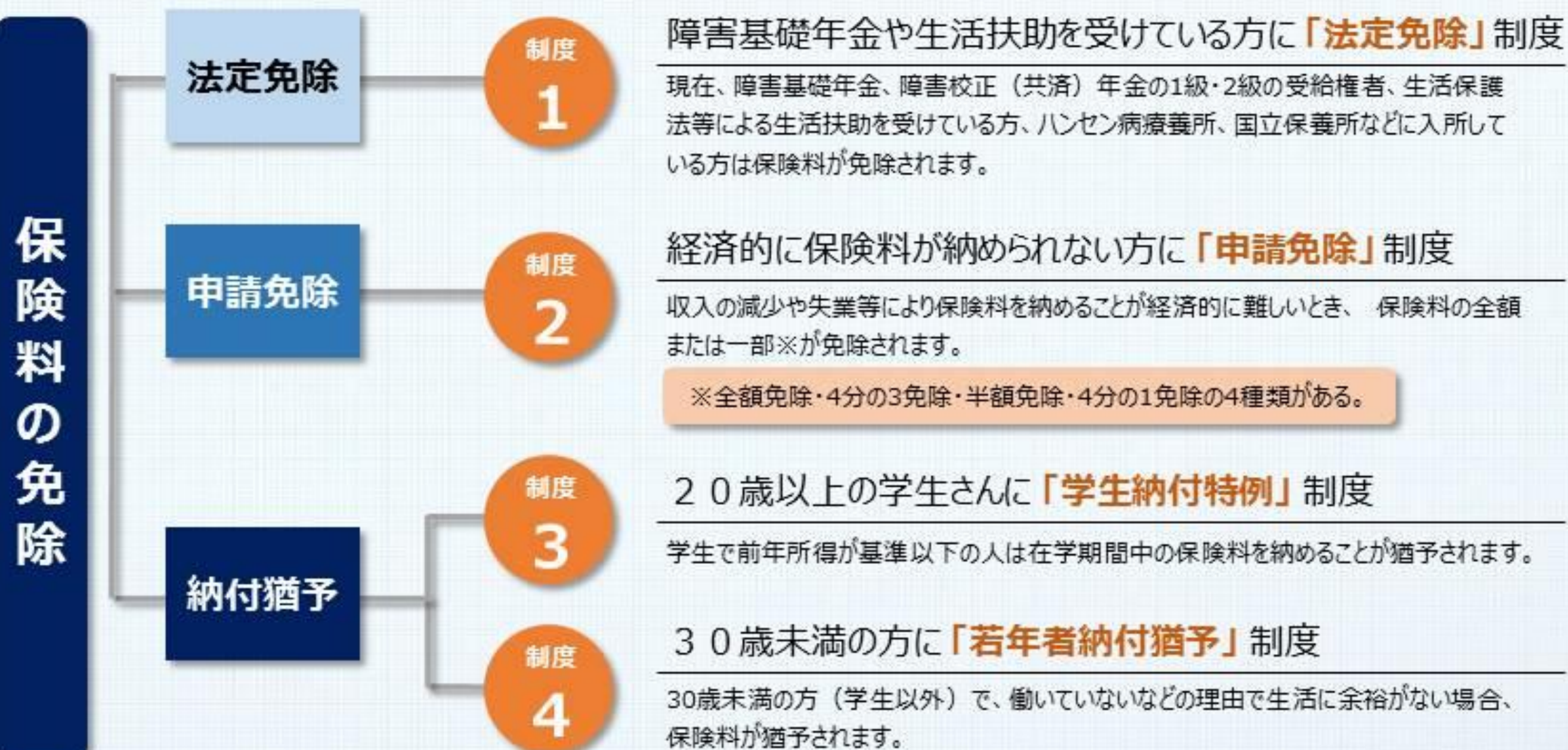
【学習目標】

- * 失業等を理由とする特例免除の手続きについて理解する
- * 免除申請書の記入や手続きのご案内において注意すべきポイントを確認する
- * 免除による年金額への影響や追納制度などについて、お手続きガイドを活用したわかりやすい案内方法を習得する

講師
工藤悠真

ナビゲーター
永年美結

保険料の免除制度（法第89条～第90条の3、平成16年改正法附則第19条等）





相談者のプロフィール

氏名：井上 孝夫（いのうえ たかお）

年齢：42歳

相談内容：平成27年8月31日会社を退職。2号から1号への種別変更手続きを行ったが、保険料の負担が厳しいため免除制度について聞きたい

家族：専業主婦の配偶者、2人の子どもと暮らしている（世帯主は来訪者）

このケースでは、ケーススタディー『加入・喪失・各種変更』の途中から会話が始まります。

免除・納付猶予

免除制度の説明

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

国民年金制度は保険料を納めていただくことが原則です。しかし、失業や所得の減少等により、国民年金保険料を納めることができない場合があるため、免除や猶予制度があります。

☒ 申請免除

⇒ 申免、若年
(No.16)

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得※が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

※1月から6月までに申請される場合は前々年所得

なお、学生の方は対象外のため、学生納付特例制度の対象となります。

審査対象者：本人・配偶者・世帯主

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は7月～翌年6月で行います。

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「**全額免除**」か「**一部免除**」があります。

※ 免除申請は年度毎の手続きが必要です。

免除制度の手続きをすると

(平成27年度)

免除の種類	所得	免除期間中に納める保険料(月額)
全額免除	57万円	0円
4分の3免除	93万円	3,900円
半額免除	141万円	7,800円
4分の1免除	189万円	11,690円

例えば、単身の場合

免除されると将来の年金は一

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映	受給資格
全額免除	○	8分の4	○
4分の3免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
4分の1免除	○	8分の7	○
保険料未納	×	×	×
学生納付特例	○	×	○
若年者納付猶予	○	×	○

❗ **ご注意ください！**
一部免除の期間中、必要な保険料を納めないで「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。

平成27年度版 20150401 : A2-01-7

あの、しばらくは雇用保険の失業手当以外に収入が見込めない状況で、やっぱり2人で月3万円以上の保険料の負担は厳しいのですが、何とかありませんか。



はい。国民年金には保険料を納めるのが難しいときに、保険料を免除できる制度がございます。免除の申請をしていただくと、井上様のように失業された方の場合、特例としてご本人の前年の所得金額に関わらず審査することができます。

助かります。



国民年金保険料を納めるのが困難なとき

国民年金制度は保険料を納めていただくことが原則です。しかし、失業や所得の減少等により、国民年金保険料を納めることができない場合があるため、免除や猶予制度があります。

申請免除

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得※が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

※ 1月から6月までに申請される場合は前々年所得

なお、学生の方は対象外のため、学生納付特例制度の対象となります。

審査対象者：本人・配偶者・世帯主

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※ 審査は7月～翌年6月で行います。

⇒ 申免、若年 (No.16)

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「全額免除」か「一部免除」があります。 ※ 免除申請は年度毎の手続きが必要です。

免除制度の手続きをすると

例えば、単身の場合	免除の種類	所得	免除期間中に納める保険料（月額） （平成27年度）
	全額免除	57万円	0円
	4分の3免除	93万円	3,900円
	半額免除	141万円	7,800円
	4分の1免除	189万円	11,690円

免除されると将来の年金は—

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映	受給資格
全額免除	○	8分の4	○
4分の3免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
4分の1免除	○	8分の7	○
保険料未納	×	×	×
学生納付特例	○	×	○
若年者納付猶予	○	×	○

！ ご注意ください！
一部免除の期間中、必要な保険料を納めないで「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。



国民年金の免除制度は井上様の配偶者や世帯主の方も審査の対象となります。もし、それぞれの方にある程度の所得があった場合は、保険料の一部を納める免除となったり、免除に該当しなかったりします。

また、免除を受けた期間は、保険料を全額納めたときと比べて、将来受け取る年金の金額が少なくなります。

そうかあ。そうなるなら、まずは、私の分だけ申請します。妻の分は申請書をもらって帰るので、家に帰ってから妻と相談して手続きするようにします。



免除・納付猶予

免除制度の説明

様式第6号(1) 雇用保険被保険者 離職票 1
交付番号 220408 資格喪失確認通知書(被保険者通知用)

帳票種別 13200 1.被保険者番号 4800-010566-2 2.資格取得年月日 4-190401 3.離職年月日 4-220331 4.被保険者種類 1 5.再交付表示 0

離職者氏名 コウ タロウ 性別 1 生年月日(元号-年月日) 4 010416 喪失原因 2 離職票交付希望 1

事業所番号 4801-001186-9 管轄区分 0 事業所名称略称 労働市場センター株式会社 産業分類 37

※ 6.求職申込年月日 4- 元号 年 月 日 7.認定日(一般) 認定予定月日(高年齢・短慮) 元号 年 月 日

9.賞金日額(区分-日額又は総額) 10.所定給付日数の決定に係る対象者区分 11.離職理由 12.求職番号

13.特殊区分又は 14.金融機関・店舗コード 口座番号

15.支払区分 16.区分-氏名(姓) 区分(支離 分ち書き 1氏名変更)

17.番号連致取得チェック不要 18.住所管轄安定所

所屬長 次長 課長 係長 係 操作者

求職者給付等払渡希望金融機関指定届 (切り取らないでください。)

届出者	フリガナ	1 氏 名	
		2 住所又は居所	
払渡希望金融機関	フリガナ	3 名 称	本店 支店
	4 銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号	(普通)
	5 ゆうちょ銀行	記号番号	(総合)

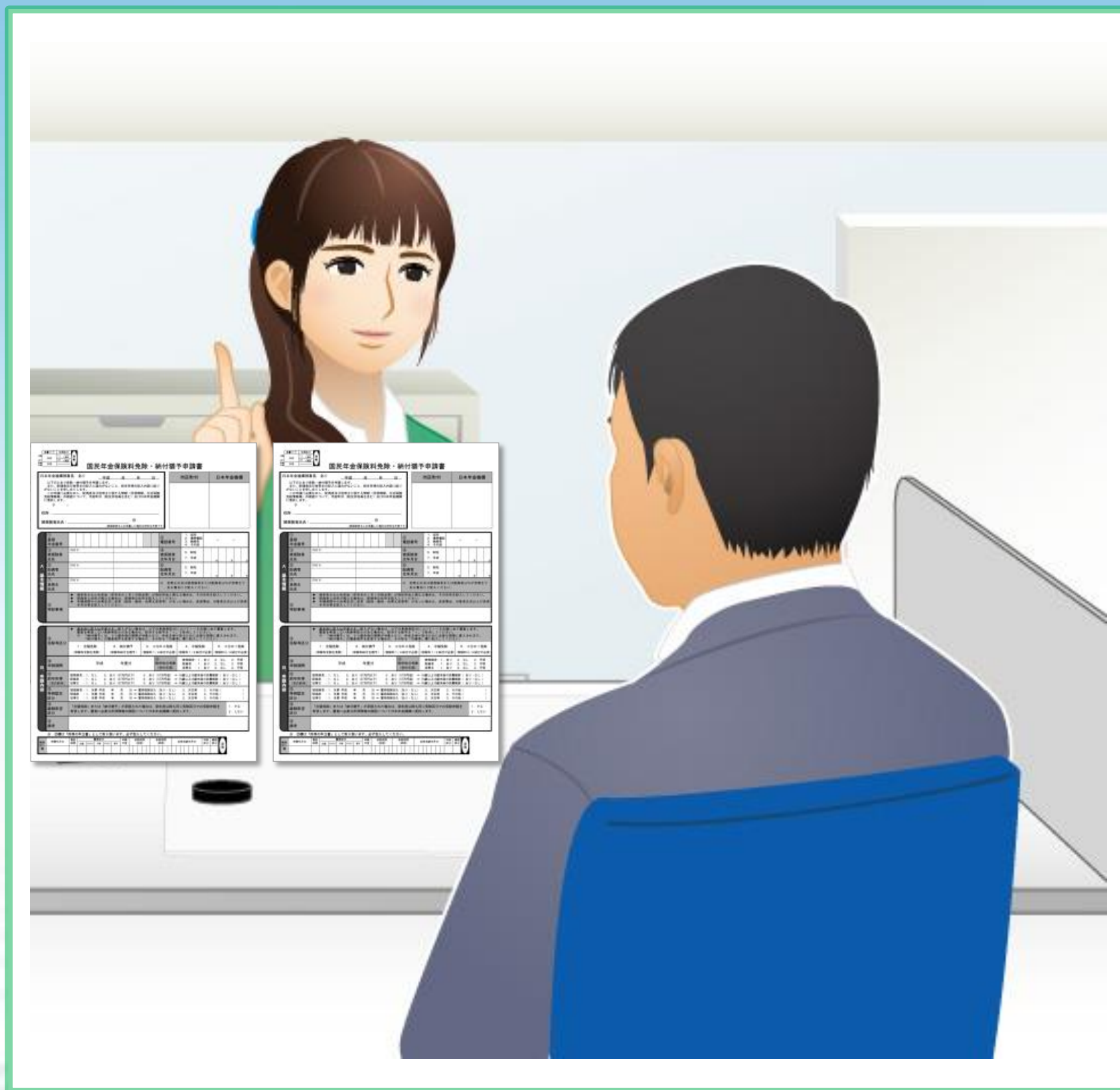
◆金融機関へのお断り
雇用保険の失業等給付金を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、下記のことについて御協力をお願いします。
1 上記届出書に記載された事項のうち「1氏名」欄、「3名称」欄及び「4銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄、「5ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄を確定した上「金融機関による確認印」欄に貴金融機関確認印を押印してください。
2 金融機関コード・店舗コードを記入してください(ゆうちょ銀行の場合を除く)。





井上様の場合、9月1日付けで国民年金への切り替えとなりますので、免除を申請できるのは国民年金に切り替えた今年の9月から来年の6月までとなります。

来年度以降も免除申請をご希望される場合は、今お持ちの雇用保険関係の書類をお持ちになってあらためてご来訪ください。



No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度

✓ 審査基準

■ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度

✓ 審査基準

■ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予※	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円



免除・納付猶予

免除制度の説明



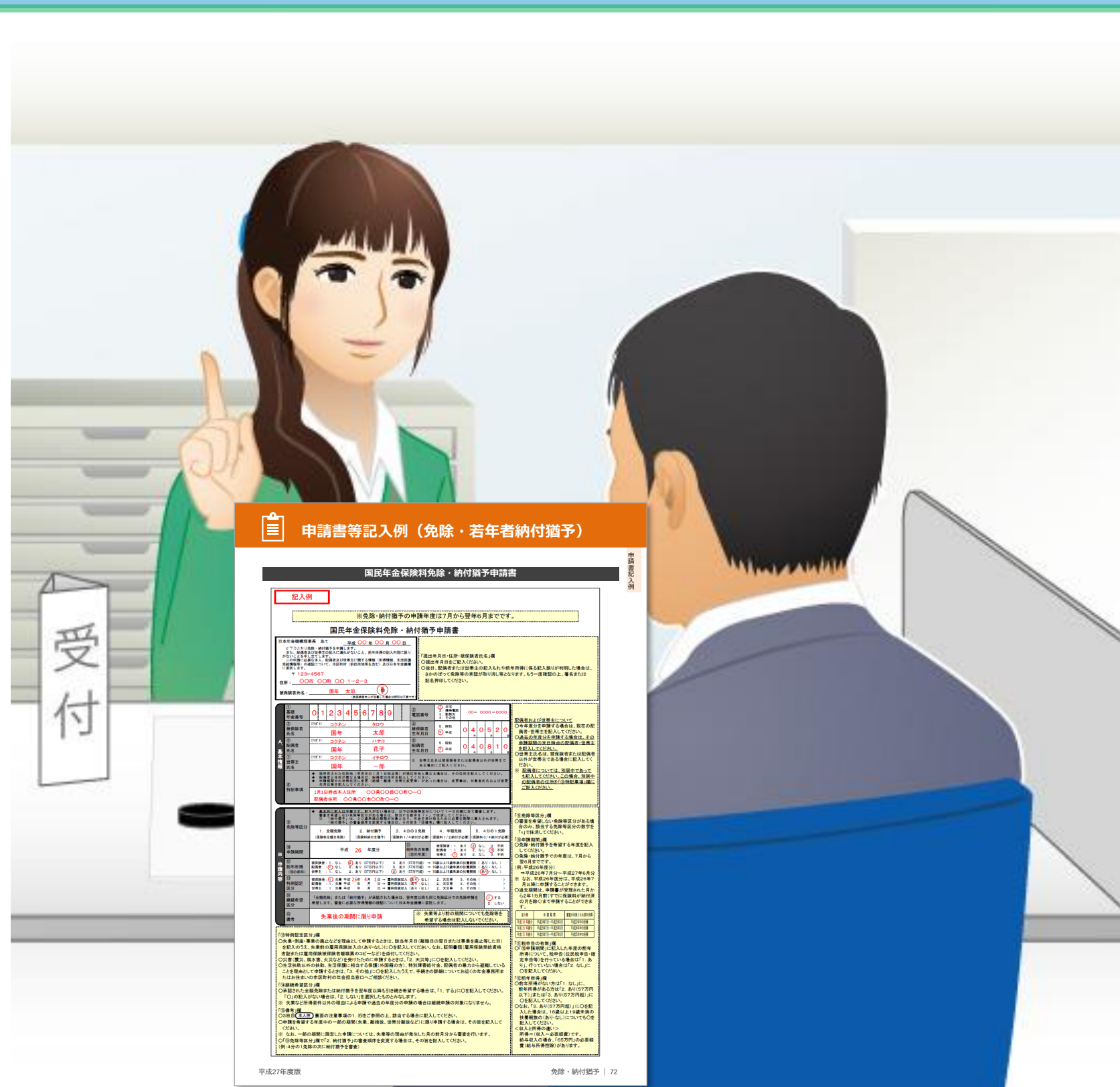
井上様ご本人は、失業されていますのでその
事実の審査をし、所得による審査は
ございません。ただ、世帯主と配偶者については、
所得審査の対象になります。世帯主は
井上様ご自身ですか。

ええ、私が世帯主です。



そうしますと、所得審査の対象者は奥様のみとなりますが、奥様は前年に所得がございますか？

いいえ、所得はありません。



免除・納付猶予

免除申請書の記入方法



承知しました。それでは、申請書の書き方をご説明いたします。まず、井上様の基礎年金番号・電話番号・お名前・生年月日、奥様のお名前・生年月日をご記入ください。



記入できました。私が世帯主ですので「世帯主」の欄は書かなくていいですね。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

国民年金機構理事長 へて 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
○提出年月日をご記入ください。
○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

基礎年金番号 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9

② 電話番号 ① 自宅 〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇
② 携帯電話
③ 勤務先
④ その他

③ 被保険者氏名 (フリガナ) コクネン タロウ
④ 被保険者生年月日 5. 昭和 〇 4 〇 5 2 〇
⑦ 平成

⑤ 配偶者氏名 (フリガナ) コクネン ハナコ
⑥ 配偶者生年月日 5. 昭和 〇 4 〇 8 1 〇
⑦ 平成

⑦ 世帯主氏名 (フリガナ) コクネン イチロウ
※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。

⑧ 特記事項
◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所と異なる場合は、その住所を記入してください。
◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。
◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。
1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇
配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

⑨ 免除等区分
◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。
※ 審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。
※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。
「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑩備考」欄に記入してください。

1. 全額免除 (保険料全額を免除)
2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)
3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)
4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)
5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)

⑩ 申請期間
平成 26 年度分
⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)
被保険者: 1. あり ② なし ③ 不明
配偶者: 1. あり ② なし ③ 不明
世帯主: ① あり ② なし ③ 不明

⑫ 前年所得 (⑩の前年)
被保険者: 1. なし ② あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)
配偶者: ① なし ② あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)
世帯主: 1. なし ② あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)

⑬ 特例認定区分
被保険者: ① 失業 平成 26 年 4 月 1 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) ② 天災等 ③ その他 ()
配偶者: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) ② 天災等 ③ その他 ()
世帯主: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) ② 天災等 ③ その他 ()

⑭

「⑨免除等区分」欄
○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「×」で抹消してください。

「⑩申請期間」欄
○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。
○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。
(例:平成26年度分)
⇒平成26年7月分～平成27年6月分
※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。
○過去期間は、申請書が受理された月から2年1ヵ月前(ただし保険料が納付済)

免除・納付猶予

免除申請書の記入方法



はい。世帯主欄は空欄にしておいてください。ところで、井上様は全額免除をご希望でしょうか。この申請書では、ここに書いてある順番で、全ての免除等の審査をいたします。もし希望しない免除区分がございましたら、番号⑨の欄の「免除等区分」にバツ印を記入してください。



わかりました。

日本年金機構理事長 あて 平成〇〇年〇〇月〇〇日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒123-4567

住所：〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名： 国年 太郎

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄

○提出年月日をご記入ください。

○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00-0000-0000
③ 被保険者	(フリガナ) コクネン タロウ 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 5 2 0
	(フリガナ) コクネン ハナコ 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 8 1 0
	(フリガナ) コクネン イチロウ 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
特記事項	税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所と異なる場合は、その住所を記入してください。 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。			
	日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇			

配偶者および世帯主について

○今年度分を申請する場合は、現在の配偶者・世帯主を記入してください。

○過去の年度分を申請する場合は、その申請期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。

○世帯主氏名は、被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。

※ 配偶者については、別居中であっても記入してください。この場合、別居中の配偶者の住所を「⑧特記事項」欄にご記入ください。

⑨ 免除等区分	◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。 審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。 「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑬備考」欄に記入してください。				
	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩ 申請期間	平成 26 年度分		⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者：1. あり ② なし 3. 不明 配偶者：1. あり 2. なし ③ 不明 世帯主：① あり 2. なし 3. 不明	
⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし ② あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 配偶者：① なし 2. あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 世帯主：1. なし 2. あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)				
⑬ 特例認定区分	被保険者：① 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()				
⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。 ① する ② しない				
⑮ 備考	失業後の期間に限り申請 ※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。				

「⑨免除等区分」欄

○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「×」で抹消してください。

「⑩申請期間」欄

○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。

○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。
(例：平成26年度分)
⇒平成26年7月分～平成27年6月分

※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。

○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
平成 24 年度分	平成24年7月～平成25年6月	平成23年中の所得
平成 25 年度分	平成25年7月～平成26年6月	平成24年中の所得
平成 26 年度分	平成26年7月～平成27年6月	平成25年中の所得

「⑬特例認定区分」欄

○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日（離職日の翌日または事業を廃止した日）を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の（あり・なし）に○を記入してください。なお、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど）を添付してください。

○災害（震災、風水害、火災など）を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。

○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護（外国籍の方）、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難している

「⑪税申告の有無」欄

○「⑩申請期間」に記入した年度の前年所得について、税申告（住民税申告・確定申告等）を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」に

免除・納付猶予

免除申請書の記入方法

A. 基本情報	① 基礎年金番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00-0000-0000	
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン	タロウ					④ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0	4	0	5	2	0
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン	ハナコ					⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0	4	0	8	1	0
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン	イチロウ					※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。							
	⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点本人住所 ○○県○○郡○○町○-○ 配偶者住所 ○○県○○市○○町○-○													

B. 申請内容	⑨ 免除区分	◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。 審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。 「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。													
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)									
	⑩ 申請期間	平成 26 年度分					⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者：1. あり ② なし ③ 不明 配偶者：1. あり ② なし ③ 不明 世帯主：① あり ② なし ③ 不明							
	⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし ② あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 配偶者：① なし ② あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 世帯主：1. なし ② あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)													
	⑬ 特例認定区分	被保険者：① 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) ② 天災等 ③ その他 () 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) ② 天災等 ③ その他 () 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) ② 天災等 ③ その他 ()													
⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。 ① する ② しない														
⑮ 備考	失業後の期間に限り申請 ※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。														

「⑬特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日（離職日の翌日または事業を廃止等した日）を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の（あり・なし）に○を記入してください。なお、証明書類（雇用保険受給資格



⑩欄の申請期間は平成27年9月から平成28年6月分の申請となりますので、「平成27年度分」と記入してください。⑪欄は、井上様と奥様それぞれの平成26年中の所得について、確定申告など税申告の「あり・なし・不明」のいずれかに○印を付けてください。

私は会社で年末調整を受けたから「あり」に○、妻は専業主婦で確定申告をしていないから「なし」に○。これでいいですね。



はい。では、⑫欄の前年所得は、同様に平成26年1月から12月までの間の井上様と奥様の所得内容について記入してください。

A. 基本情報	① 基礎年金番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00-0000-0000
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン	タロウ	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0	4	0	5	2	0			
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン	ハナコ	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0	4	0	8	1	0			
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン	イチロウ	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。										
	⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点本人住所 ○○県○○郡○○町○-○ 配偶者住所 ○○県○○市○○町○-○												

B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。 審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。 「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。				
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
	⑩ 申請期間	平成 26 年度分		⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者：1. あり ② なし 3. 不明 配偶者：1. あり 2. なし ③ 不明 世帯主：① あり 2. なし 3. 不明	
	⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし ② あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 配偶者：① なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 世帯主：1. なし 2. あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)				
	⑬ 特例認定区分	被保険者：① 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()				
⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。					① する 2. しない
⑮ 備考	失業後の期間に限り申請					※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。

「⑬特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格



免除・納付猶予

免除申請書の記入方法

A. 基本情報	① 基礎年金番号	0123456789	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00-0000-0000
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン タロウ 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成	040520
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン ハナコ 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成	040810
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン イチロウ 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
	⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所(申告年の1月1日時点等)が現住所と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中に住所変更(結婚・離婚・世帯主変更等)があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点: 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇 配偶者住所: 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇			

B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ 基本的に記入は、以下の免除等区分について1~5の順に全て審査します。 審査を希望しない場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。 審査を希望しない場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。			
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
	⑩ 申請期間	平成 26 年度分		⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者: 1. あり ② なし 3. 不明 配偶者: 1. あり ② なし ③ 不明 世帯主: ① あり 2. なし 3. 不明
	⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者: 1. なし ② あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 配偶者: ① なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 世帯主: 1. なし 2. あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)			
	⑬ 特例認定区分	被保険者: ① 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 配偶者: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 世帯主: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()			
⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。 ①. する 2. しない				
⑮ 備考	失業後の期間に限り申請 ※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。				

「⑬特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格

えーと、妻は無収入だから、所得は「なし」に○、わたしは年収で400万円だったから・・・。



収入で400万円でしたら「あり(57万円超)」に○印を付けてください。16歳以上19歳未満のお子様はいらっしゃいますか。

高校生と中学生の子が1人ずついます。



では、「16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)」の「あり」に○印を付けてください。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の 控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印



No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度



審査基準

- 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予※	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

配偶者住所

〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇

◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。
審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。
※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。
「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。

1. 全額免除
(保険料全額を免除)

2. 納付猶予
(保険料納付を猶予)

3. 4分の3免除
(保険料1/4納付が必要)

4. 半額免除
(保険料1/2納付が必要)

5. 4分の1免除
(保険料3/4納付が必要)

平成 26 年度分

⑪ 税申告の有無
(⑩の年度)

被保険者: 1. あり ② なし 3. 不明
配偶者: 1. あり 2. なし ③ 不明
世帯主: ① あり 2. なし 3. 不明

⑫ 前年所得
(⑩の前年)

被保険者: 1. なし ② あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)
配偶者: ① なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)
世帯主: 1. なし 2. あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)

⑬ 特例認定
区分

被保険者: ① 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()
配偶者: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()
世帯主: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()

⑭ 継続希望
区分

「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。

① する
2. しない

⑮ 備考

失業後の期間に限り申請

※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。

申請内容

「⑬特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。
「⑭継続希望区分」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。
「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。
「⑮備考」欄
○3枚目 本人控 裏面の注意事項の1. (6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。



⑬の特例認定欄の失業に○印と退職日の翌日の年月日、それから雇用保険加入の「あり・なし」のいずれかに○印を記入してください。



わかりました。⑭欄の「継続希望区分」は何も書かなくていいの？



今回の井上様の場合には、失業等による特例の免除ですので、継続には該当いたしません。継続希望ができる方は、所得審査のみで全額免除または納付猶予の承認を受けた方です。

翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望する方は、この申請書の⑭欄に記載していただきます。そうすると翌年度にあらためて申請を行わなくても継続して申請があったものとして審査できます。

ただ、先ほど申し上げたように今回の井上様の場合は、失業等による特例免除になりますので、申請の際は、毎年退職した日付を確認させていただく必要があります。

したがって、翌年度も免除を希望される場合はあらためて雇用保険関係の書類をお持ちいただき、免除を申請いただくことになります。ですから、継続希望区分の欄は「しない」に○を付けてください。

不年度以後は！

■ 来年度以後、年度毎に申請が必要となります。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
申請免除	年度毎に申請が必要 年度：7月～翌6月	○ ※全額免除および 若年者納付猶予のみ

継続
申請

全額免除および若年者納付猶予については、申請するときに翌年度以後も継続して申請することを申し出ること、で、翌年度以後の申請手続きを省略することができます。

ただし、次の場合は翌年度にあらためて申請手続きが必要です。

- ・全額免除・若年者納付猶予が承認されなかった場合
- ・一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）で承認された場合
- ・失業や天災による被害などの理由により承認を受けた場合
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることにより承認を受けた場合
- ・特別障害給付金を受給していることにより承認を受けた場合
- ・配偶者もしくは世帯主の異動等により、一部免除や若年者納付猶予から全額免除など、免除の種類の変更を希望する場合

■ 免除等の申請をした後に前年所得の修正があった場合は、年金事務所にご連絡ください。

	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
B. 申請内容					
⑩ 申請期間	平成 ○○ 年度分		⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者: 1. あり ② なし 3. 不明 配偶者: 1. あり 2. なし ③ 不明 世帯主: ① あり 2. なし 3. 不明	
⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者: 1. なし ② あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 配偶者: ① なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 世帯主: 1. なし 2. あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)				
⑬ 特例認定 区分	被保険者: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 配偶者: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 世帯主: ① 失業 平成○○年 ○月○○日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()				
⑭ 継続希望 区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。				① する 2. しない
⑮ 備考	失業後の期間に限り申請		※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。		

「⑬特例認定区分」欄

○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。

○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。

○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑭継続希望区分」欄

○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。

「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。

※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑮備考」欄

○3枚目 本人控 裏面の注意事項の1. (6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。

○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入して

「x」で抹消してください。

「⑩申請期間」欄

○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。

○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。

(例:平成26年度分)

⇒平成26年7月分～平成27年6月分

※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。

○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
平成24年度分	平成24年7月～平成25年6月	平成23年中
平成25年度分	平成25年7月～平成26年6月	平成24年中
平成26年度分	平成26年7月～平成27年6月	平成25年中

「⑫前年所得」欄

○前年所得を記入してください。

○前年所得が16歳未満の扶養親族に該当する場合は、16歳以上の扶養親族の所得を記入してください。

○前年所得が16歳以上の扶養親族に該当する場合は、16歳以上の扶養親族の所得を記入してください。



記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒 123-4567

住所： 〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名： 国年 太郎

（被保険者本人が自署した場合は押印は不要です）

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄

○提出年月日をご記入ください。

○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得のぼって免除等の承認が取り消し等となりま記名押印してください。

A. 基本情報	① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00-0000-0000
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン タロウ 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 5 2 0 年 月 日
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン ハナコ 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 8 1 0 年 月 日
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン イチロウ 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
	⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇			

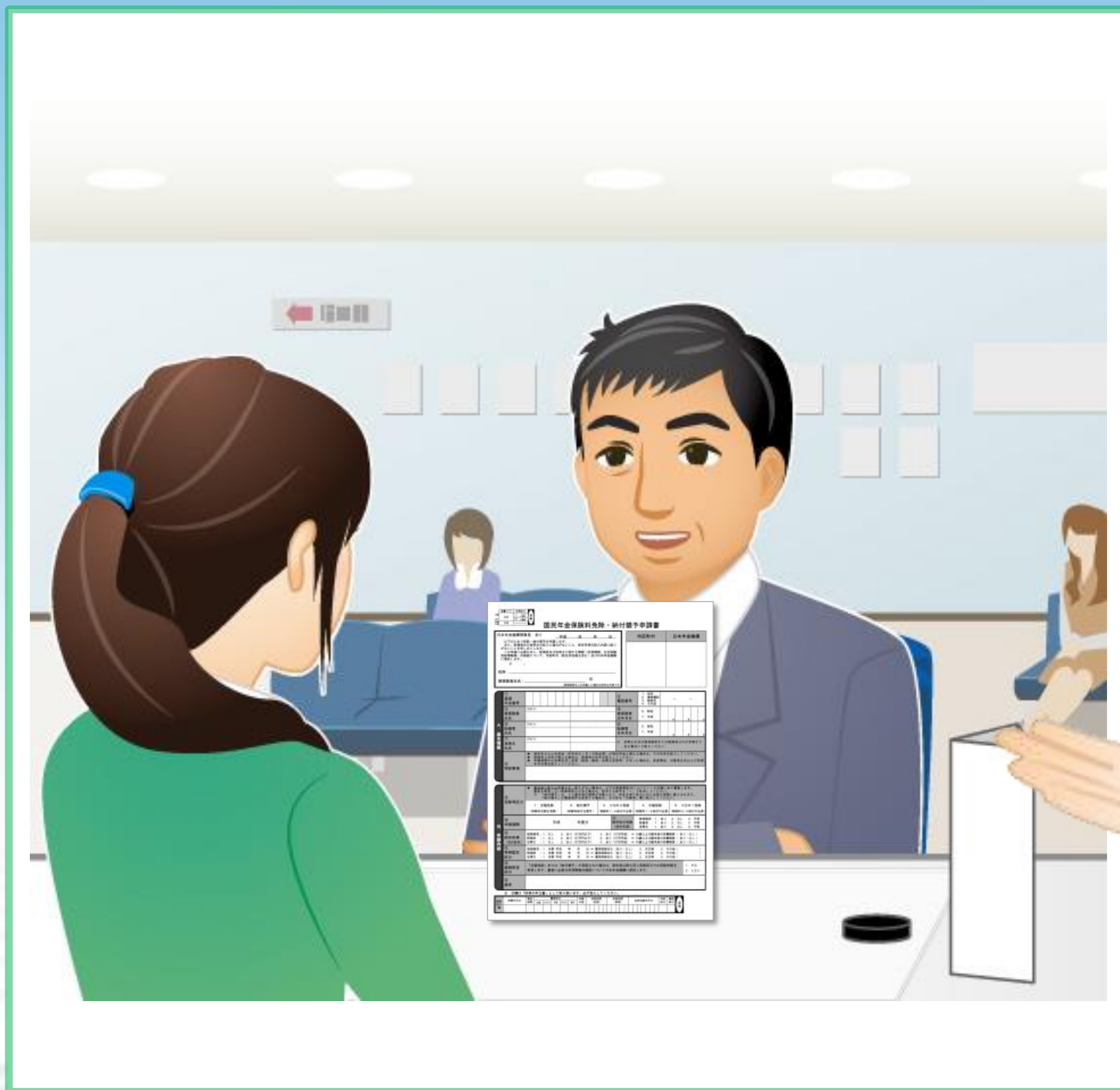
⑨	◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。 ※ 「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑨備考」欄に記入してください。
---	---



最後に、申請書の最上段の枠内に「住所・被保険者氏名・本日の日付」をご記入ください。

免除・納付猶予

免除申請書の記入方法





ありがとうございました。失業による特例免除の申請には退職日を証明する書類を添付していただく必要があります。先ほど拝見した「離職票」をコピーして添付いただいてもよろしいです。

構いませんよ。



免除・納付猶予

免除申請書の記入方法



・・・では井上様、免除の申請書をお預かりいたしました。こちらが国民年金保険料免除・納付猶予申請書の本人控と受付票になります。免除申請の審査には3か月ほどかかります。日本年金機構が免除の審査を行い、審査結果は後日、日本年金機構から郵送されてきます。

本日、国民年金第1号への切り替え手続きも行っていたのですが、免除の審査結果が届く前に日本年金機構から納付書が郵送されますのでご承知願います。



それは処分してもいいんですよ。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

氏名 性別 生年月日 市町村 日本年金機構

住所 郵便番号

1. 免除の理由

2. 免除の期間

3. 免除の金額

4. 免除の回数

5. 免除の回数

6. 免除の回数

7. 免除の回数

8. 免除の回数

9. 免除の回数

10. 免除の回数

11. 免除の回数

12. 免除の回数

13. 免除の回数

14. 免除の回数

15. 免除の回数

16. 免除の回数

17. 免除の回数

18. 免除の回数

19. 免除の回数

20. 免除の回数

21. 免除の回数

22. 免除の回数

23. 免除の回数

24. 免除の回数

25. 免除の回数

26. 免除の回数

27. 免除の回数

28. 免除の回数

29. 免除の回数

30. 免除の回数

31. 免除の回数

32. 免除の回数

33. 免除の回数

34. 免除の回数

35. 免除の回数

36. 免除の回数

37. 免除の回数

38. 免除の回数

39. 免除の回数

40. 免除の回数

41. 免除の回数

42. 免除の回数

43. 免除の回数

44. 免除の回数

45. 免除の回数

46. 免除の回数

47. 免除の回数

48. 免除の回数

49. 免除の回数

50. 免除の回数

51. 免除の回数

52. 免除の回数

53. 免除の回数

54. 免除の回数

55. 免除の回数

56. 免除の回数

57. 免除の回数

58. 免除の回数

59. 免除の回数

60. 免除の回数

61. 免除の回数

62. 免除の回数

63. 免除の回数

64. 免除の回数

65. 免除の回数

66. 免除の回数

67. 免除の回数

68. 免除の回数

69. 免除の回数

70. 免除の回数

71. 免除の回数

72. 免除の回数

73. 免除の回数

74. 免除の回数

75. 免除の回数

76. 免除の回数

77. 免除の回数

78. 免除の回数

79. 免除の回数

80. 免除の回数

81. 免除の回数

82. 免除の回数

83. 免除の回数

84. 免除の回数

85. 免除の回数

86. 免除の回数

87. 免除の回数

88. 免除の回数

89. 免除の回数

90. 免除の回数

91. 免除の回数

92. 免除の回数

93. 免除の回数

94. 免除の回数

95. 免除の回数

96. 免除の回数

97. 免除の回数

98. 免除の回数

99. 免除の回数

100. 免除の回数

（注 意 事 項）

1. 免除の理由

2. 免除の期間

3. 免除の金額

4. 免除の回数

5. 免除の回数

6. 免除の回数

7. 免除の回数

8. 免除の回数

9. 免除の回数

10. 免除の回数

11. 免除の回数

12. 免除の回数

13. 免除の回数

14. 免除の回数

15. 免除の回数

16. 免除の回数

17. 免除の回数

18. 免除の回数

19. 免除の回数

20. 免除の回数

21. 免除の回数

22. 免除の回数

23. 免除の回数

24. 免除の回数

25. 免除の回数

26. 免除の回数

27. 免除の回数

28. 免除の回数

29. 免除の回数

30. 免除の回数

31. 免除の回数

32. 免除の回数

33. 免除の回数

34. 免除の回数

35. 免除の回数

36. 免除の回数

37. 免除の回数

38. 免除の回数

39. 免除の回数

40. 免除の回数

41. 免除の回数

42. 免除の回数

43. 免除の回数

44. 免除の回数

45. 免除の回数

46. 免除の回数

47. 免除の回数

48. 免除の回数

49. 免除の回数

50. 免除の回数

51. 免除の回数

52. 免除の回数

53. 免除の回数

54. 免除の回数

55. 免除の回数

56. 免除の回数

57. 免除の回数

58. 免除の回数

59. 免除の回数

60. 免除の回数

61. 免除の回数

62. 免除の回数

63. 免除の回数

64. 免除の回数

65. 免除の回数

66. 免除の回数

67. 免除の回数

68. 免除の回数

69. 免除の回数

70. 免除の回数

71. 免除の回数

72. 免除の回数

73. 免除の回数

74. 免除の回数

75. 免除の回数

76. 免除の回数

77. 免除の回数

78. 免除の回数

79. 免除の回数

80. 免除の回数

81. 免除の回数

82. 免除の回数

83. 免除の回数

84. 免除の回数

85. 免除の回数

86. 免除の回数

87. 免除の回数

88. 免除の回数

89. 免除の回数

90. 免除の回数

91. 免除の回数

92. 免除の回数

93. 免除の回数

94. 免除の回数

95. 免除の回数

96. 免除の回数

97. 免除の回数

98. 免除の回数

99. 免除の回数

100. 免除の回数

免除・納付猶予・学生納付特例の手続きを行った方へのご案内

免除・納付猶予・学生納付特例の審査結果について

承認結果について

申請後、日本年金機構から約2～3か月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご承知ください。

なお、審査結果（承認通知）で、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、あらためて、納めるべき額が記載された納付書が送付されます。

※ 全額免除・若年者納付猶予が承認されますと、保険料を納める必要がありませんので、お手元の納付書は不要となります。

■ 申請が却下になった場合

保険料の納付が必要で、納付額がない場合は、年金事務所へ連絡してください。

申請期間の年金の取り扱い

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

免除される従来の年金は—

年金種類	免除期間中の年金	免除期間後の年金
全額免除	免除04	免除04
4分の3免除	免除05	免除05
半額免除	免除06	免除06
4分の1免除	免除07	免除07
学生納付特例	免除08	免除08
若年者納付猶予	免除09	免除09

老後の年金額を増やしたい場合には？

免除された保険料は10年以内であれば返納（後払い）することができます。返納する場合は、年金事務所へ申し込みが必要です。詳細は年金事務所にお問い合わせください。

20150401 / A4-03-1

継続申請を希望された方

※ 毎年一度以後、年度毎に申請が必要となります。

免除・納付猶予の種類	継続申請の必要	継続申請の時期
申請免除	年度毎に申請が必要	7月～9月
申請免除	年度毎に申請が必要	7月～9月

継続申請

全額免除および若年者納付猶予については、申請するとき翌年度以後も継続して申請することを申し出ることで、翌年度以後の申請手続きを省略することができます。

ただし、次の場合は翌年度にあらかじめ申請が必要となります。

- 全額免除・若年者納付猶予が承認された場合
- 一度免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）で承認された場合
- 年金が支払われる期間などの関係により免除を受けたい場合
- 生活保護法による生活保護以外の扶養を受けていることにより承認を受けた場合
- 被扶養給付金を受け取っていることにより承認を受けた場合
- 配偶者死亡により生活保護の受給期間により、一度免除が若年者納付猶予から全額免除など、免除の種類の変更を希望する場合

学生納付特例を申請された方

申請は毎年必要です。ただし、一度承認を受けた方の学生生活期間を確認できた場合は、3月末日までに年金事務所から郵送の案内が送付されます。

異なる場合は年金事務所へお問い合わせください。また、申請が認められる場合年金や遺族年金が受けられない場合がありますので、早めの申請をお勧めします。

法定免除の届出をされた方

約1ヵ月後、年金事務所より法定免除通知が送付されますので、必ず通知内容をご確認ください。

生活保護を受けている方は、生活保護が終了したときにも届出が必要です。

今後、厚生年金に加入したり、厚生年金加入者の被扶養給付金になったあとに再び国民年金に加入すると、引き続き法定免除に該当する場合は、再度、法定免除の届出が必要です。

おんきんダイヤル

0570-05-1185 (ナビダイヤル)
050で始まる電話であれば1年24時間
03-6709-1165 (一般電話)

受付時間：月曜日 午前10時～午後7時
火～金曜日 午前10時～午後5時
第2土曜日 午前10時～午後4時

※月曜日は祝日の場合は、翌日以降の曜日（月曜日の場合は翌日）で受付いたします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は受付できません。

問合せ先

○年金事務所
所在地 ○〒○○○-○○○
電話番号 ○○○-○○○-○○○○○

○年金事務所
〒○○○-○○○-○○○
電話番号 ○○○-○○○-○○○○○
FAX番号 ○○○-○○○-○○○○○

日本年金機構ホームページ
http://www.nss60.jp/

20150401 / A4-03-2

(注 意 事 項)

1. 記入について
 (1)黒ボールペン等で記入してください。
 (2)配偶者(国民年金被保険者)および世帯主(被保険者または配偶者以外が世帯主である場合)がいる場合は、その氏名を必ず記入してください。なお、過去の年度分の申請については、申請する対象期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。
 <申請対象期間の末日は次のとおりです>
 平成24年度分の申請については、平成25年6月30日時点
 平成25年度分の申請については、平成26年6月30日時点
 ※ 平成26年度分の申請については、平成27年6月30日時点
 ※ (平成27年7月1日以降に申請する場合)
 (3)「⑤特記事項」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。
 ① 所得の状況を確認する必要がある方が、申請する年度分の直前の1月1日時点の住所と申請時点の住所が異なる場合は、その1月1日時点の住所を必ず記入してください。
 ② 配偶者と別居中の場合は、配偶者の住所を必ず記入してください。
 ③ 申請する対象期間中に配偶者および世帯主の有無に変更があった場合は、その旨および変更があった年月日を必ず記入してください。
 (4)「①税金申告の有無」欄および「④前年所得」欄は、申請する年度に対応する前年所得等の状況について、該当する選択肢に○を記入してください。
 ※ 前年所得について過小に申し立てたときは、国民年金法等により罰せられる場合があります。
 (5)特例認定について
 ① 失業したこと等により申請を行うときは、「④特例認定区分」欄の「1. 失業」に○を記入の上、該当年月日と雇用保険加入の有無を記入してください。(配偶者または世帯主が失業したこと等により申請を行う場合は、同様に記入してください)。
 ※ 失業による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の6月までの期間について免除等を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌7月を超える待定期間については翌7月以降に改めて申請が必要です。
 ② 災害(震災、風水害、火災その他これらに類する災害)を申請者または配偶者の属する世帯が受けたことにより申請を行うときは、記入方法等については、市区町村窓口または年金事務所に相談ください。
 (6)「⑨備考」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。
 ① 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受けていることにより申請を行うときは、その名称および受給開始年月を記入してください。
 ② 外国籍の方で生活保護に相当する給付を受けていることにより申請を行うときは、「保護受給」と記入してください。
 ③ 次のいずれかに該当した被保険者が、その該当するに至った日から14日以内に免除等を申請するときは、その事実およびその年月日を記入してください。
 ア 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金または旧国民年金法による障害年金の受給権者でなくなった。
 イ 生活保護法による生活扶助または旧予防法の廃止に関する法律による援護を受けなくなった。
 ウ ヘンセン病療養所または国立療養所を退所した。
 (7)配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときの手続き等については、年金事務所へご相談ください。
 2. 添付書類について
 (1)失業したこと等により申請を行うときで、雇用保険の被保険者であった方は、失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等のコピーを添付してください。
 また、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方については次の書類等のコピーを添付してください。(※②から⑤までについては、あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要となります。)
 ① 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよびその申請をした時の添付書類のコピー
 ② 廃業事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
 ③ 税務署等への異動届出書、個人事業の開業等届出書または事業廃止届出書のコピー(受付印のあるものに限る。)
 ④ 保健所への廃止届出書(控)(受付印のあるものに限る。)
 または廃止届証明書
 ⑤ その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類
 (2)生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請するときは、受給資格者証のコピーを添付してください。
 (3)年金手帳(氏名の記載ページ)または基礎年金番号通知書のコピー

No.16-6 申請免除・若年者納付猶予制度

☑ 手続き後は？

■ 審査結果について

日本年金機構から概ね2～3カ月後に審査結果が送付されます。決定通知書が届くまでの間、日本年金機構が委託する民間事業者が文書や電話、訪問により納付をご案内する場合がありますが、その場合は申請手続き済である旨を伝えてください。

- ※ 申請免除・若年者納付猶予を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付した国民年金保険料(前納保険料を除く)は還付できません。
- ※ 全額免除・若年者納付猶予が承認されたと、保険料を納める必要がありませんので、お手元の納付書は不要となります。

■ 承認された場合の注意点

審査の結果(承認通知)、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、

あらためて、納めるべき額が記載された納付書が届きます。

なお、継続申請を希望していた場合であっても一部免除で承認されたときは継続申請が無効となります(来年度も免除を希望されるときは申請手続きが必要です)。

■ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要となるため納付書を大切に保管してください。なお、納付書を紛失した場合は、年金事務所にご連絡ください。

■ 口座振替を利用している方はご注意ください

口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で**一時停止となります**。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知おきください。

☑ 将来の年金額を増やすには？

追納制度(後払い)を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納(後払い)することができ、将来の年金額を増やすことができます。



審査によっては免除が認められない場合がございます。その場合は保険料を納付していただく必要が生じますので、送られてきた納付書は免除申請が届くまで保管をお願いいたします。

わかりました。



免除申請の留意事項および 申請後の被保険者の状況変更に伴う届け出





留意事項

- 1 申請後、日本年金機構からおおむね2～3か月後に審査結果が送付される
- 2 申請日後に、申請期間にかかる保険料を納付した場合は、後日還付される



留意事項

- ③ 申請が却下となった場合、保険料の納付が必要。納付書がない場合は、年金事務所で再発行できる
- ④ 免除等の承認期間中に学生となった場合は、学生納付特例の申請が必要



留意事項

- 5 申請した期間中に学生の期間があった場合は、あらためて学生納付特例申請書の提出が必要
- 6 口座振替を利用の場合、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となる。承認期間が終了後に再開



留意事項

- 7 修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所へ連絡する



申請後に配偶者・世帯主等に変更があった場合

- 1** 審査結果（承認・却下通知）が日本年金機構から届く前に変更があった場合
 - a) 結婚や世帯主変更（父母等と同居の開始など）の場合
→連絡は不要
 - b) 離婚や世帯分離（父母等でなく自分や配偶者が世帯主になったなど）の場合
→年金事務所へ連絡



申請後に配偶者・世帯主等に変更があった場合

2 審査結果が届いた後に離婚や世帯分離があった場合

c) 再審査（却下→再審査、一部免除→全額免除、納付猶予→全額免除等）を希望する場合は、再度申請が必要



第1号被保険者でなくなった場合

免除等の承認後に、

- 第2号被保険者（会社員等）や
第3号被保険者（会社員等の被扶養配偶者）
となった場合
- 第1号被保険者でなくなった場合
→自動的に免除等期間でなくなる

No.19-1 保険料負担と年金額の関係は？

✓ 保険料負担と年金額の関係

免除の種類毎の1か月の保険料額と1か月あたりの年金額の関係

免除の種類	保険料負担と年金額の関係			
	保険料	年金額	保険料負担率	年金額増加分
① 納付済期間	15,590円	1	15,590%	15,590円
② 4分の1免除	11,690円	7/8	14,612.5%	13,927.5円
③ 半額免除	7,800円	6/8	13,000%	12,790円
④ 4分の3免除	3,900円	5/8	9,750%	9,650円

	① 納付済期間	② 4分の1免除	③ 半額免除	④ 4分の3免除
1か月の 保険料額 ※1	15,590円	11,690円	7,800円	3,900円
年金額に 反映される割合	1	7/8	6/8	5/8
1か月あたりの 年金額 ※2	1,625円	1,421円	1,218円	1,015円

※1 平成27年度の保険料額

※2 平成27年度の老齢基礎年金の満額（780,100円）を基に推計

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間に納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなりますが、年金額を増やすことができます。

平成27年度版

No.20-1 追納について

✓ 「追納」とは？

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を増やすために、**10年以内**であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納）することができます。

例：平成27年11月に追納できるのは平成17年11月分からとなります。

✓ いくら納めればいいのか？

	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成17年度の月分	14,880円	-	7,440円	-
平成18年度の月分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円
平成19年度の月分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円
平成20年度の月分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円
平成21年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成22年度の月分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円
平成23年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成24年度の月分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,630円	3,810円

加算

追納加算額はありません

✓ 手続き

➡ 申請書等 (①)

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。

✓ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- **すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。**
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

平成27年度版

20150401：A2-01-15



最後にもう一点だけご案内します。免除を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べて将来受け取る老齢基礎年金の金額が少なくなります。

ですが、あとから保険料を納付できる「追納」制度を利用することによって増やすことが可能です。10年以内であれば、免除された期間の保険料をさかのぼって納付することができます。

さかのぼって納付ができるのですか？

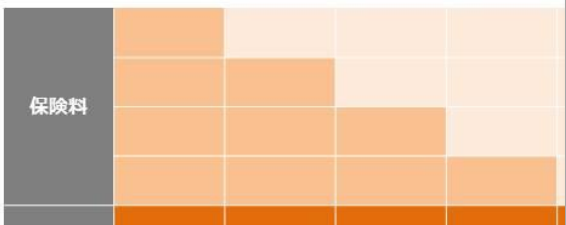


はい。そうすることで将来受け取る年金額を増やすことができます。追納保険料は3年度以上さかのぼって保険料を納める場合には当時の保険料に一定額が加算されます。納付できるようになりましたら早めにお手続きいただくことをお勧めいたします。

No.19-1 保険料負担と年金額の関係は？

✓ 保険料負担と年金額の関係

免除の種類毎の1カ月の保険料額と1カ月あたりの年金額の関係



No.20-1 追納について

✓ 「追納」とは？

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料を

✓ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

平成27年度版

20150401 : A2-01-15

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間に、保険料を全額納めたときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納することで、追納した期間の保険料を納め、将来受け取る年金額を増やすことができます。

✓ 手続き

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。

➡ 申請書等 (①)

✓ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

平成27年度版

20150401 : A2-01-15

なるほど。将来もらえる年金が減るのは困るから、なるべく追納できるようにします。



追納のご相談やお申し込みは直接年金事務所にお問い合わせください。また、追納についての注意点がこちらに記載してありますのでご確認ください。

わかりました。



保険料の追納について





保険料の追納について

No.20-1 追納について

☑ 「追納」とは？

☑ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

平成27年度版

20150401 : A2-01-15

☑ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

平成27年度版

20150401 : A2-01-15

コラム

2



保険料の追納について



いくら納めればいいのか？

	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成17年度の月分	14,880円	-	7,440円	-	加算 ↓ 追納加算 額はありません
平成18年度の月分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円	
平成19年度の月分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円	
平成20年度の月分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円	
平成21年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円	
平成22年度の月分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円	
平成23年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円	
平成24年度の月分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円	
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円	
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,630円	3,810円	

一部免除の承認を受けた期間





一部免除の承認を受けた期間

No.16-6 申請免除・若年者納付猶予制度

✓ 手続き後は？

申請書
(※)

■ 審査結果について

日本年金機構から **概ね2～3カ月後** に審査結果が送付されます。決定通知書が届くまでの間、

■ 承認された場合の注意点

審査の結果（承認通知）、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、

あらためて、納めるべき額が記載された納付書が届きます。

なお、継続申請を希望していた場合であっても一部免除で承認されたときは継続申請が無効となります（**来年度も免除を希望されるときは申請手続きが必要です**）。

✓ 将来の年金額を増やすには？

追納
(No.20)

追納制度（後払い）を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納（後払い）することができ、将来の年金額を増やすことができます。

平成27年度版

20150401 : A2-01-6

免除・納付猶予



免除・納付猶予

ケーススタディー

『申請免除の遡及申請の手続き』

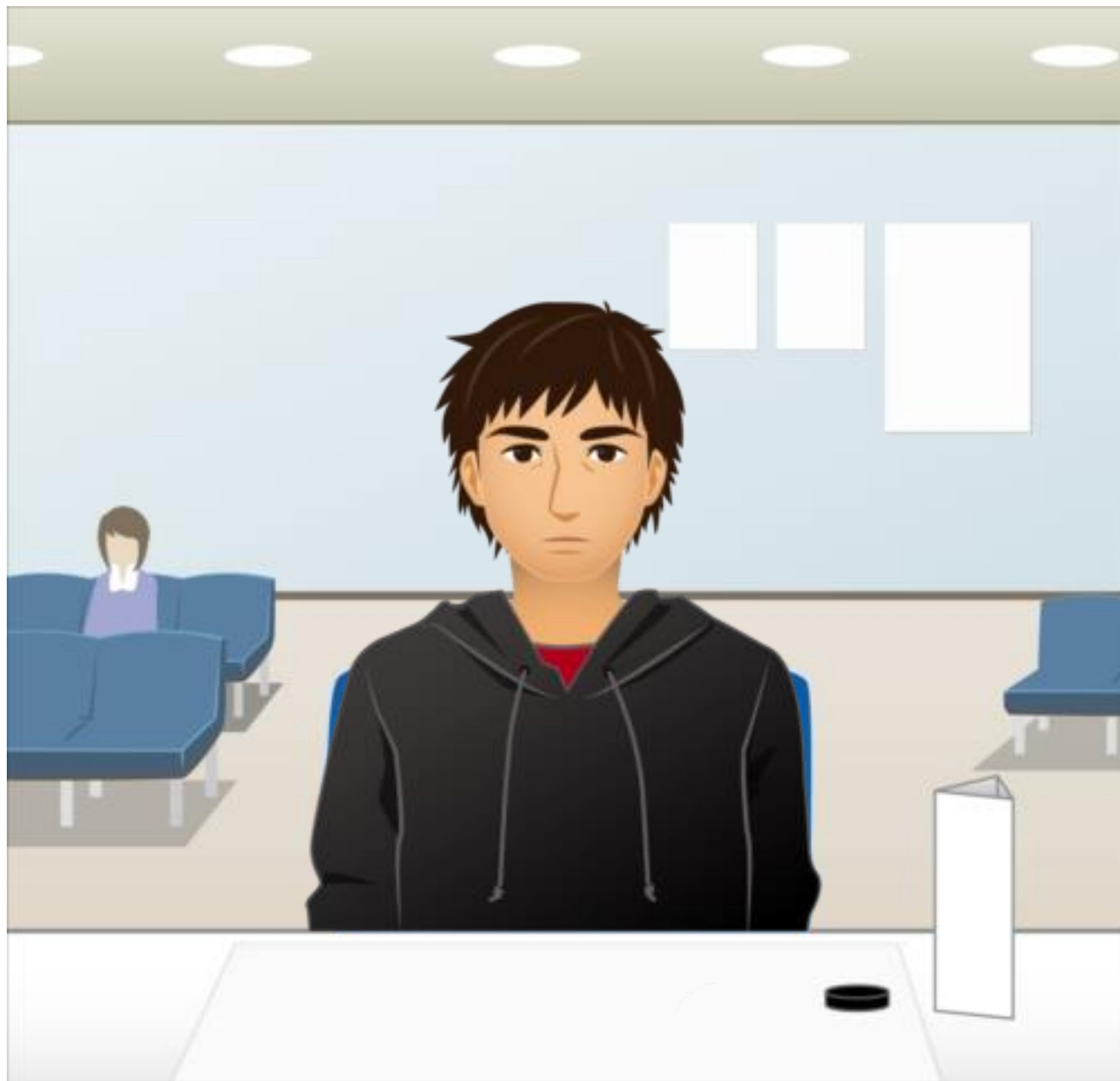
【学習目標】

- * 過去にさかのぼって免除申請を行う場合の、免除制度の種類、申請可能な期間、所得等の要件について理解する
- * 免除対象期間に関する来訪者への聞き取りや情報整理の仕方を習得する

講師
工藤悠真

ナビゲーター
永年美結

免除・納付猶予



相談者のプロフィール

氏名：山田 真一（やまだ しんいち）

年齢：35歳

来訪理由：数年間国民年金保険料を支払って
いなかったが、年金事務所から役場で
免除の相談をするように言われ来訪
した。

家族：本人、妻、長男

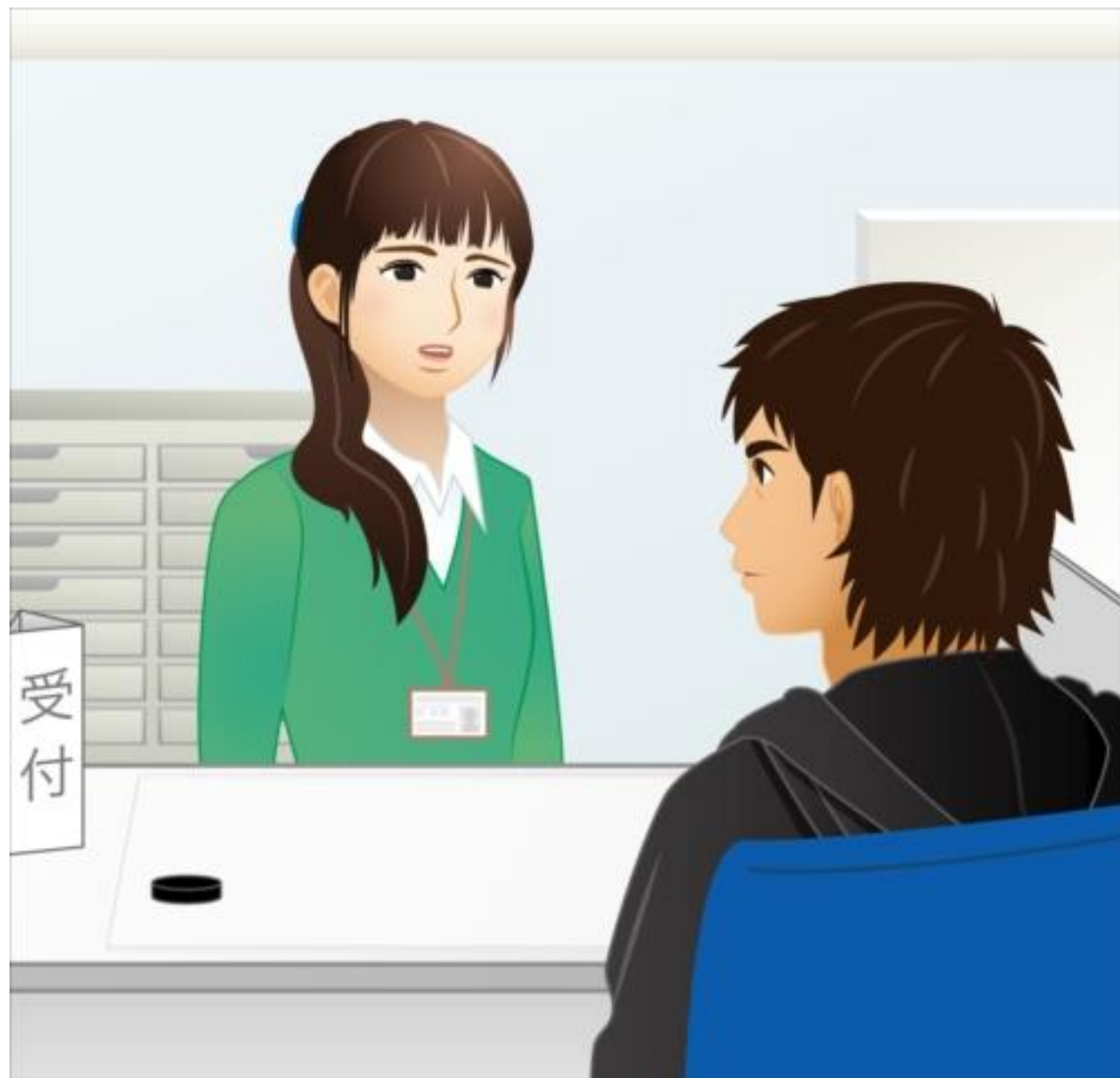


こんにちは。年金に関するご用件でしょうか。



私と妻の分の国民年金の保険料をお金がないからずっと支払っていなかったら、年金事務所から、今日はもってこなかったけど、保険料の支払を督促する文書が来て、

中を見たらこれ以上保険料を滞納した場合、督促とか財産差し押さえとか書いてあったので、驚いて年金事務所に電話したら、役場に行って、はやく国民年金保険料の免除の相談をした方がいいと言われたから急いで来たんだけど・・・差し押さえるってどういうことですか？年金って老後のことでしょ、ずっと先のことだし、年金は納めても、納めなくてもいいのではないですか。それに保険料の免除って初めて聞いたけど、それって納めないことと一緒になんじゃないんですか。免除の手続きとか面倒に思うんですけど！



本日はわざわざお越しいただき、たいへんありがとうございます。国民年金の保険料の免除についてご説明させていただきたいのですが、本日お時間はございますか。

今日はそのために来たから時間は大丈夫だけど、手短にしてくださいね。



かしこまりました。まず、年金の制度についてご説明します。日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は全員、国民年金に加入して、保険料を納めなければならないと法律で決められています。

工場で働いていたときは給料から健康保険やいろいろな引かれていたみたいだけど。



国民年金の加入者

必ず加入しなければならない人

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者のことを「被保険者」といい、職業等により次の3種類に分類されます。

加入・喪失・変更
(No.1-6)

概要版

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者・学生・無職の人など	会社員・公務員など厚生年金保険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人
■加入手続き 市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。	■加入手続き 勤務先を通じて手続きを行います。	■加入手続き 配偶者の勤務先を通じて手続きを行います。
■保険料 自分で保険料を納めます。	■保険料 厚生年金・共済年金の保険料を納めます。 (国民年金保険料が含まれます。)	■保険料 自分で保険料を納める必要はありません。

(注) 65歳以上70歳未満の被用者年金の被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しくなくなります。

“今”も“将来”も“老後”も、国民年金は一生のリスクの備えです。

今の“まさか”に

障害基礎年金

病気やけがなどで障がい者になった際に受け取る年金。

将来の“まさか”に

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなった際に、家族や子どもが受け取る年金。

老後の“安心”に

老齢基礎年金

65歳になったら生活費の一部として受け取る年金。

希望すれば加入できる人 ※ただし、加入は申し出たときからになります。

つぎの①～④のいずれかに該当する人は、希望すれば国民年金に任意加入することができます。

① 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者

② 60歳未満の老齢（退職）年金受給権者

③ 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない人や年金額を満額に近づけたい人

④ 昭和40年4月1日以前生まれで、満65歳の時点において老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人（65歳以上70歳未満は老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。）

加入手続き

お住まいの市区町村窓口で手続きしてください。
※ただし、①のうち、すでに海外に住んでいる人は、国内協力者の有無により手続き先が異なりますので申し出てください。

保険料

自分で保険料を納めます。
※ただし、左記の②～④の人は口座振替または、クレジット納付が原則となります。
口座振替の場合は預（貯）金通帳・届出印、クレジット納付の場合はクレジットカードをご持参ください。

海外任意
(No.4)

任意加入
(No.5)

平成27年度版 20150401 : A2-01-5

では、以前はお勤めをされていたのですね、そのときにお給料から引かれていたのは厚生年金保険料です。こちらに書いてありますように「会社員」なら厚生年金、「公務員」なら共済組合に加入することになります。

厚生年金では会社を通じて手続きを行い、保険料も会社が天引きして納めることになります。会社をやめた場合は、ご本人がお住まいの市町村の窓口で国民年金の加入手続きを行い、ご自身で保険料を納めることになります。

国民年金保険料と納め方

国民年金保険料の収納事務は、日本年金機構（年金事務所）が行っています。

✓ 第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料

➡ 保険料
(No.8)

平成27年度の保険料（平成27年4月～平成28年3月）

定額保険料（月額） **15,590円** 付加保険料（月額） **400円**

- 付加保険料（月額**400円**）は定額保険料に加えて、より高い年金を受けられるようにするもので、本人の希望により納めることができます。
- 付加加入は申出をしたときからになります。
- 国民年金基金の加入員は、付加保険料を納めることはできません。

➡ 付加
(No.9)

✓ 保険料はいつまでに納めますか

納付期限は、「**納付対象月の翌月末日**」
と定められています。

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の事故や病気で障害が残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。

✓ 保険料の納め方

➡ 保険料
(No.8)

口座振替

金融機関、郵便局、
コンビニ等の
窓口で納付

クレジット
カード納付

電子納付
(ペイジー)

※ **市区町村および年金事務所の窓口**では、**国民年金保険料を納めることはできません**ので、ご了承ください。

✓ やりくり上手な納め方

➡ 前納
(No.10)

- 保険料を早めに納めること（前納）により**保険料が割引**になります。
 - **前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引**になります。
- ※ クレジットカード納付および口座振替による前納の申し込み期限は、**2年前納、1年前納および6ヵ月前納の上期分が2月末、6ヵ月前納の下期分が8月末**となります。



国民年金の保険料・納付期限・納付方法などはこちらのとおりでございます。

なるほど。



第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上60歳未満の自営業者 無職者・学生・無職の人 な	会社員・公務員など厚生年金保 険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合の加入 者に扶養されている配偶者で20 歳以上60歳未満の人
■加 市区 行っ ■保 自分	■加入手続き 勤務先を通じて手続きを行いま す。 ■保険料 厚生年金・共済年金の保険料を 納めます。 (国民年金保険料が含まれます。)	■加入手続き 配偶者の勤務先を通じて手続き を行います。 ■保険料 自分で保険料を納める必要はあ りません。

(注) 65歳以上70歳未満の厚生年金の被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当します。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しなくなります。

“今”も“将来”も“老後”も、国民年金は一生のリスクの備えです。

今の“まさか”に

障害基礎年金

病気やけがなどで障がい
者になった際に受け取る
年金。

将来の“まさか”に

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなっ
た際に、家族や子どもが
受け取る年金。

老後の“安心”に

老齢基礎年金

65歳になったら生活費
の一部として受け取る
年金。

希望すれば加入できる人 ※ただし、加入は申し出たときからになります。

つぎの①～④のいずれかに該当する人は、希望すれば国民年金に任意加入することができます。

- ① 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者
- ② 60歳未満の老齢（退職）年金受給権者
- ③ 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない人や年金額を満額に近づけたい人
- ④ 昭和40年4月1日以前生まれで、満65歳の時点において老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人（65歳以上70歳未満は老齢基礎年金の受

加入手続き

お住まいの市区町村窓口で手続きしてください。
※ただし、①のうち、すでに海外に住んでいる人は、国内協力者の有無により手続き先が異なりますので申し出てください。

保険料



保険料をきちんと納めていただくことにより、老後に支給される年金だけではなく、万が一の病気やケガなどで障害を負ってしまったときや死亡といったもしものときに備えることができます。

国民年金は、20歳から60歳までに加入することになります。その間には、失業などの理由で保険料を納めることが経済的に難しくなるときもありますので、そのまま保険料を滞納してしまつと、歳をとったときも障害や死亡といったときにも、年金が受け取れなくなってしまうます。

収入が少なくても保険料を納めるのがたいへんなときでも、そのようなリスクに備えられるよう保険料を免除する制度がございます。



年金事務所も免除って言ってたけど。その免除ってどんな制度なの？保険料を納めないこととどう違うんですか？



では、免除制度の概要を説明いたします。

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

国民年金制度は保険料を納めていただくことが原則です。しかし、失業や所得の減少等により、国民年金保険料を納めることができない場合があるため、免除や猶予制度があります。

申請免除

申免、若年
(No.16)

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得*が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

※1月から6月までに申請される場合は前々年所得

なお、学生の方は対象外のため、学生納付特例制度の対象となります。

審査対象者：本人・配偶者・世帯主

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は7月～翌年6月で行います。

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「全額免除」か「一部免除」があります。 ※免除申請は年度毎の手続きが必要です。

免除制度の手続きをすると

例えば、単身の場合	免除の種類	所得	免除期間中に納める保険料（月額） (平成27年度)
	全額免除	57万円	0円
	4分の3免除	93万円	3,900円
	半額免除	141万円	7,800円
	4分の1免除	189万円	11,690円

免除されると将来の年金は—

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金	
	受給資格	年金額への反映	受給資格	
全額免除	○	8分の4	○	
4分の3免除	○	8分の5	○	
半額免除	○	8分の6	○	
4分の1免除	○	8分の7	○	
保険料未納	×	×	×	
学生納付特例	○	×	○	
若年者納付猶予	○	×	○	



ご注意ください！
一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。



お客様のような国民年金の第1号被保険者の方は、経済的な理由などで保険料を納めることが難しくなってしまったときに、保険料が免除される制度を利用できます。

なるほど。



No.16-3 申請免除若年者納付猶予制度

✓ 審査基準

■ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予※	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
- ・生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
 - ・地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が125万円以下の方
 - ・災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた方
 - ・失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
 - ・配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
 - ・特別障害給付金を受給している方
 - ・外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

※ 30歳未満（学生を除く）で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に申請ができます。



免除を受けるためには通常、ご本人、配偶者、世帯主の方の前年の所得の審査が必要になります。

収入が少ないってことだけで免除を申請できるんだね。知らなかったよ。





免除が承認された期間は、この表のように取り扱われます。保険料を納付した場合と比較して、免除の種類によって将来受け取れる老齢基礎年金が減ります。

ただし、免除を利用することによって障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れる資格が得られるようになる場合もあります。



そんなにしっかりした制度なら、正直、「払えないからいいや」とほっとかないで、もっと早く相談すればよかった。



免除されると将来の年金は—

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映	受給資格
全額免除	○	8分の4	○
4分の3免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
4分の1免除	○	3分の7	○
保険料未納	×	×	×
学生納付特例	○	×	○
若年者納付猶予	○	×	○

❗ **ご注意ください！**
一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。



未納の場合は、「年金を受け取るために必要な期間」の計算から除かれ年金額にも反映されませんが、免除を受けた期間は、「年金を受け取るために必要な期間」に入れることができ年金額にも反映します。

これは、国民年金の財源に税金が入っていることによるもので、例えば全額免除となった期間であれば、保険料を全額納めた場合の2分の1として年金額に反映します。



免除って、その分の年金が受け取れないものだと思っていたけど、年金は税金からも支払われるんだ。保険料が納められないときは、めんどくさがらずに、免除したほうがいいんだね。

※ 免除申請は年度毎の手続きが必要です。

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「**全額免除**」か「**一部免除**」があります。

免除制度の手続きをすると

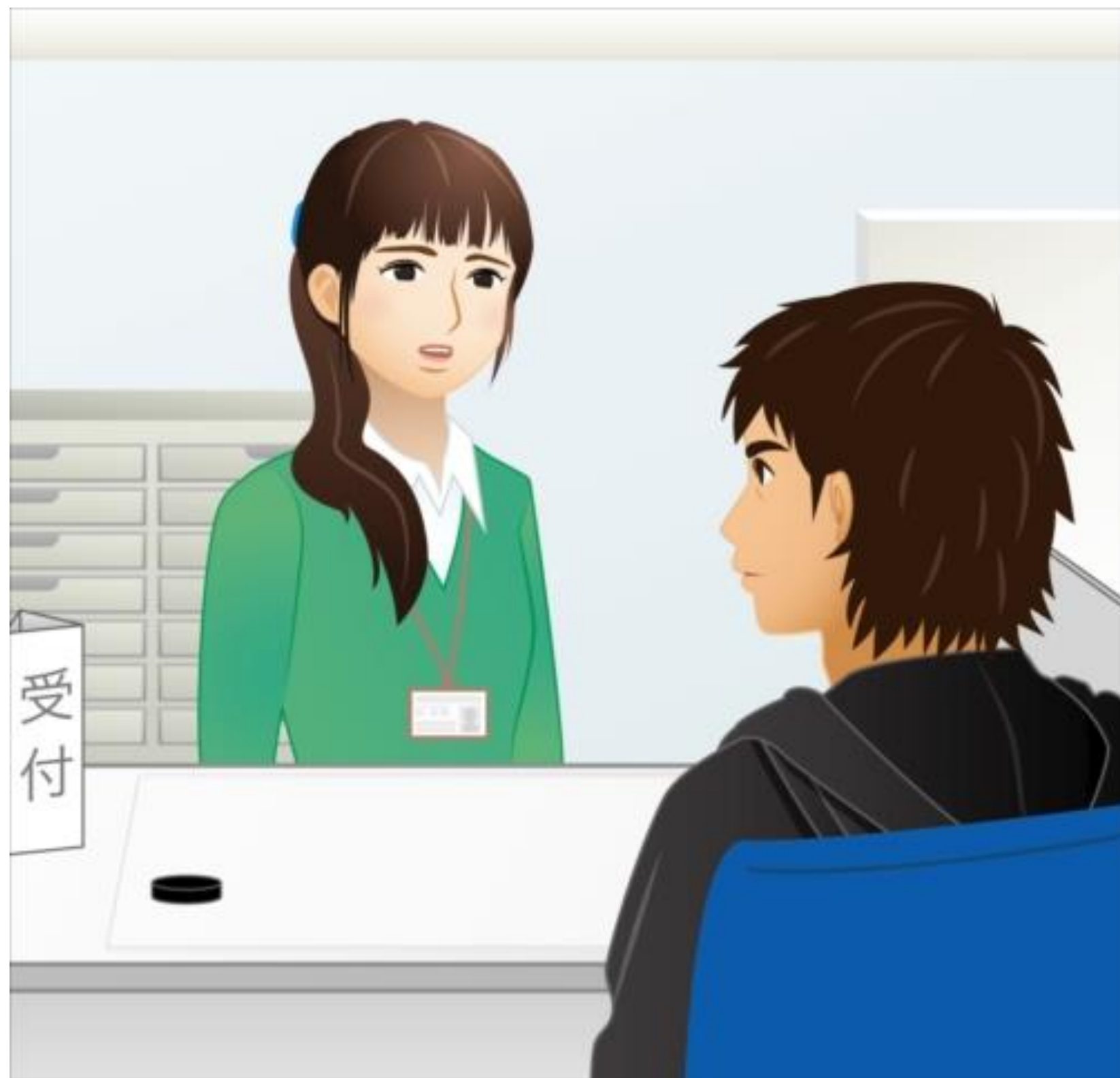
（平成27年度）

免除の種類	所得	免除期間中に納める保険料（月額）
全額免除	57万円	0円
4分の3免除	93万円	3,900円
半額免除	141万円	7,800円
4分の1免除	189万円	11,690円

免除されると将来の年金は—

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金	
	受給資格	年金額への反映	受給資格	
全額免除	○	8分の4	○	
4分の3免除	○	8分の5	○	
半額免除	○	8分の6	○	
4分の1免除	○	3分の7	○	
保険料未納	×	×	×	
学生納付特例	○	×	○	
若年者納付猶予	○	×	○	

！ ご注意ください！
一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。

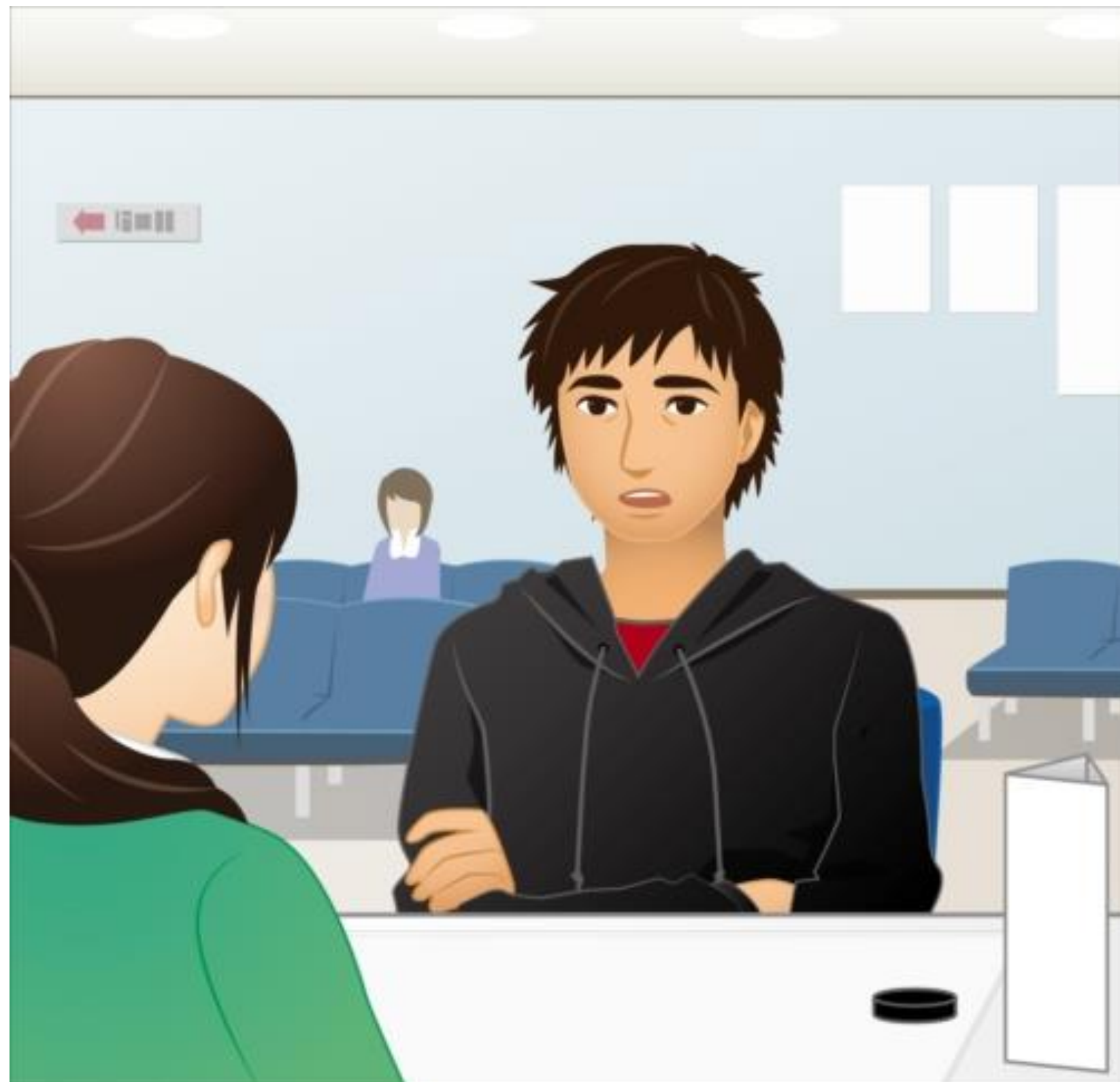


保険料の未納期間があると年金が受け取れなくなったり、受け取れる額が少なくなったりしますので、やむを得ず納められない場合はきちんと免除の手続きをして未納のままにせずにご相談いただくことが大切です。

ところで、お客様はこれまで厚生年金に加入して保険料を納められていたとお聞きしましたが・・・

そうだね。





この厚生年金の保険料には、国民年金の保険料分も含まれております。

長期間国民年金の保険料を納めずにそのまま放置して未納のままにしておくと、病気やケガ、死亡といったもしものときや老後において、「年金を受け取るために必要な期間」が足りなくなり、年金を受け取ることができなくなってしまいます。

なるほどね。

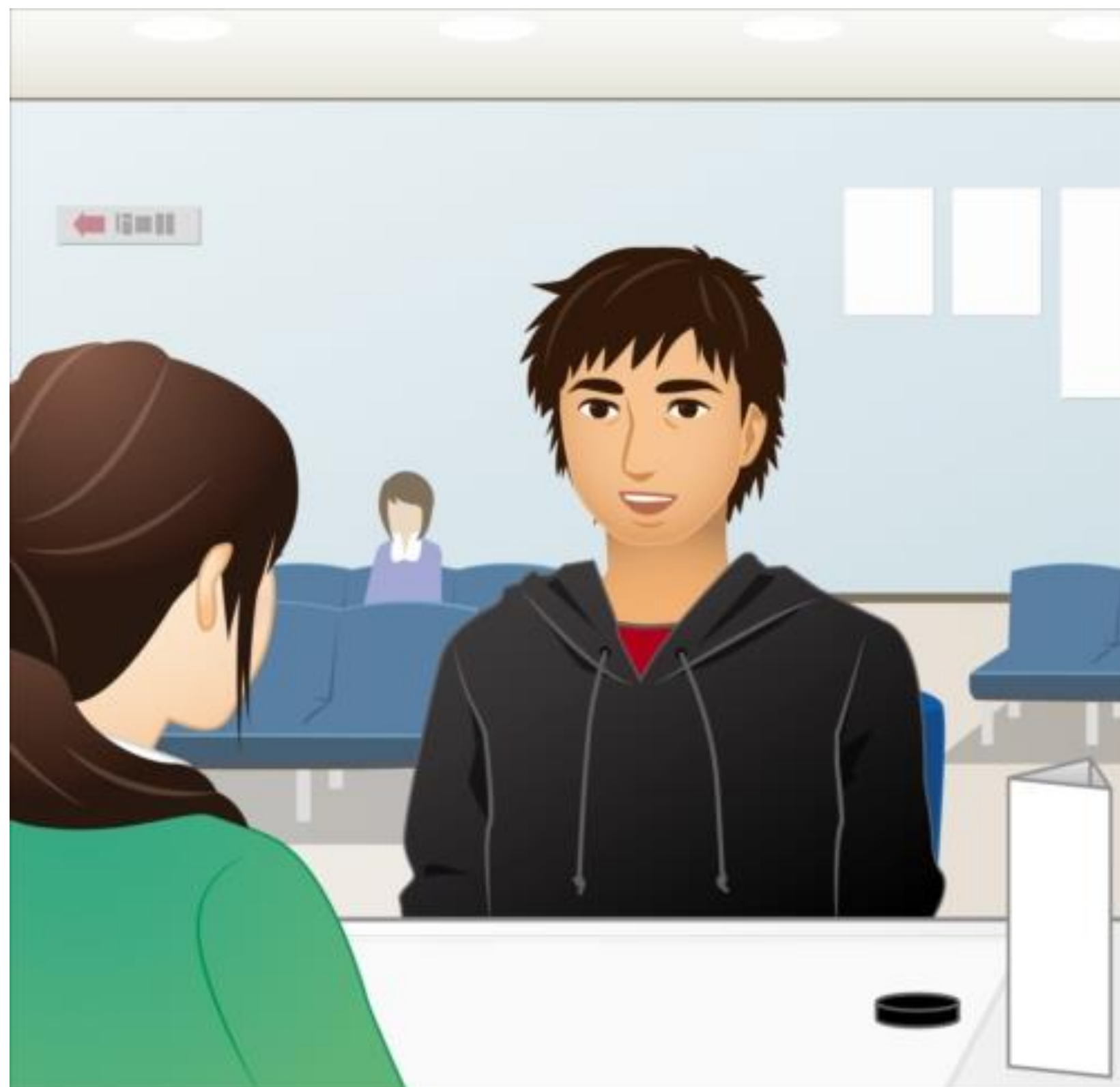


厚生年金では、これまでお給料から天引きされていた金額と同じ金額を会社が上乗せして納めていますので、結局この厚生年金分も受け取れなくなってしまう可能性があります。



保険料を納めないとな金がもらえないかもしれないのか・・・そうすると、今まで工場で働いていたときに納めた厚生年金保険料が無駄になってしまうんだな。





保険料についてご理解いただきありがとうございます
ございました。今日これから免除のお手続きをさ
れますか。

そうだね。そうします。とりあえず私の分を
申し込みます。



奥様の分はよろしいですか？

妻の分は本人に聞いてみてからでもいいですか。
今日のところは妻の分の申込書はもらって帰ります。
今日、聞いた内容を私から話してみますよ。





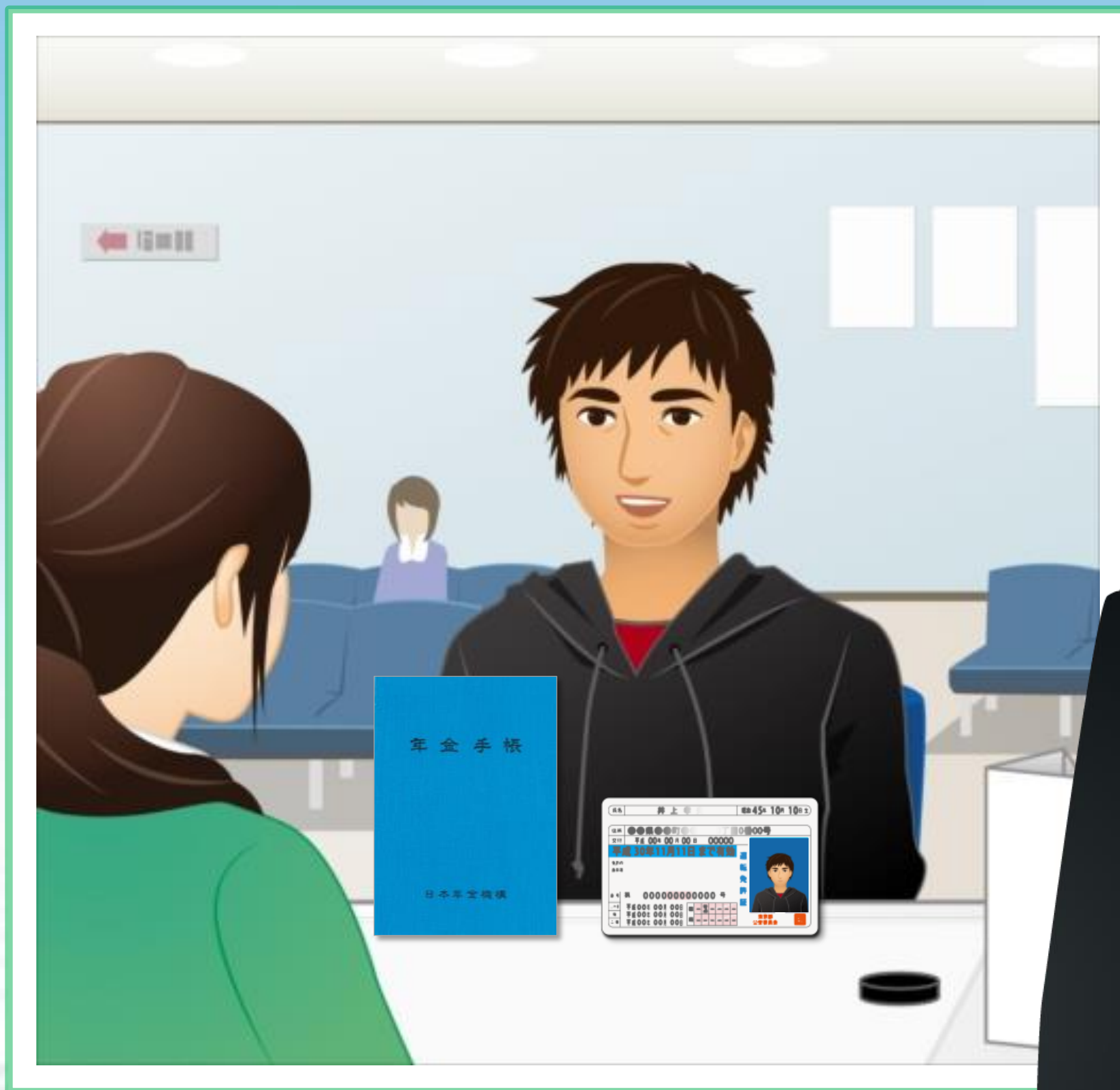
では、最初にお客様のご本人確認をさせていただきます。本日免許証などご本人であることを証明するものと「年金手帳」など基礎年金番号がわかるものはお持ちでいらっしゃいますか？

免許証ならもってきています。年金手帳もありますよ。



免除・納付猶予

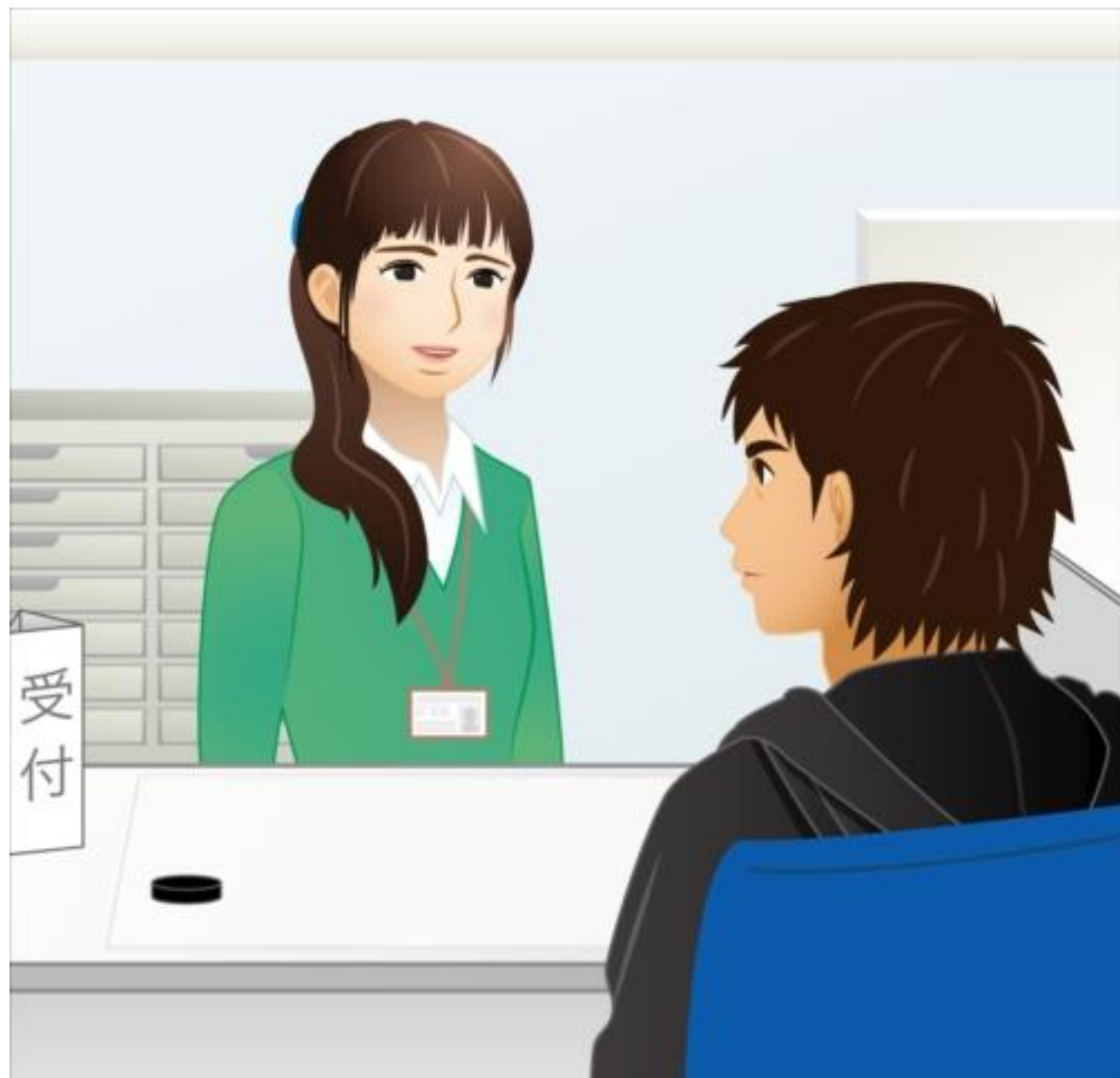
保険料免除制度の説明



【国民年金】 加入・喪失・各種変更・免除・納付猶予 相談引継ぎシートの利用に関して

コラム

1



ありがとうございます。ご本人確認ができました。免許証と年金手帳をお返しします。山田様の納付記録・未納状況を確認するために年金事務所に照会いたしますので少々お待ちください。

・・・年金事務所への照会により確認できました加入記録によると、平成22年1月から国民年金保険料が納められていませんね。厚生年金保険料は約7年間納められています。

ああ、もう6年近く前になるんだ。工場をリストラされてから納めてないからなあ。厚生年金はそれだけ納めていたんだ。未納を続けて年金をもらえなくなったら、本当にもったいないな。



免除・納付猶予

保険料免除制度の説明

No.16-1 申請免除・若年者納付猶予制度

制度のご説明

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

定額保険料（月額）	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	15,590円	15,250円	15,040円	14,980円
免除の種類	月額の保険料			
全額免除	0円	0円	0円	0円
4分の3免除（4分の1納付）	3,900円	3,810円	3,760円	3,750円
半額免除（2分の1納付）	7,800円	7,630円	7,520円	7,490円
4分の1免除（4分の3納付）	11,690円	11,440円	11,280円	11,240円
若年者納付猶予	0円	0円	0円	0円

対象となる方

- 学生の方は、学生納付特例制度の対象となりますので、学生納付特例を申請してください。
- 海外居住者などで、日本に居住していない期間については、免除・若年者納付猶予の申請はできません。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予
対象者	第1号被保険者（任意加入被保険者および学生は対象外）				30歳未満の第1号被保険者 （30歳になる月の前月まで）
審査基準	申請者・申請者の配偶者・世帯主3名のそれぞれの所得が基準に該当することが必要です（P.45②審査基準参照）				申請者・申請者の配偶者2名のそれぞれの所得が全額免除基準に該当することが必要です
免除・若年者納付猶予を受けられる期間	7月から翌年6月まで（納付期限日から2年を経過していない期間）				
継続申請	できます （一部不可）	できません （更新手続きが必要です）			できます （一部不可）
将来受け取る老齢基礎年金額（※）	全額納めた場合の				年金額に反映されません
	8分の4	8分の5	8分の6	8分の7	
保険料の追納	10年以内であれば、さかのぼって納めることができます （一定期間を経過している場合には、当時の保険料に加算がつきます）				

（※）平成21年4月以後の期間である場合

平成27年度版

20150401：A2-01-1

No.16-2 申請免除・若年者納付猶予制度

年金を受け取るときはどういうの？

	保険料納付	若年者納付猶予	申請免除		保険料未納
			全額	一部	
障害基礎年金 遺族基礎年金	○	○	○	△ 第1	×
若年者納付猶予年金	もらえる？ （支給資格期間）	○	○	△ 第1	×
	増える？ （年金額）	×	○ 第2第3	△ 第2第3	×

- ※1 4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、必要な保険料を納付しないと未納期間となり、**障害基礎年金・遺族基礎年金等を受けられなくなる場合**があります。
- ※2 申請免除または若年者納付猶予が承認された期間の保険料は、**10年以内であれば、古い期間から順に納付（追納）が可能**です。
- ※3 申請免除の種類や追納の状況により、受け取ることができる年金額が異なります。

手続き

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を**住民票上の住所地**の市区町村に提出します。

- 申請免除・若年者納付猶予は、**過去2年1ヵ月分**をさかのぼって申請することができます。
- **1枚の申請書につき1年度分**（7月から翌年6月までの12ヵ月間）の申請となります。※過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出をお願いします。
- 全額免除と一部免除（4分の3・半額・4分の1）を同時に申請することができます。
- 全額免除を希望された場合でも、審査の結果、一部免除（4分の3・半額・4分の1）となったり、却下となる場合があります。
- 口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知おきください。

平成27年度版

20150401：A2-01-2

No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度

審査基準

- 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円
	4分の3免除	78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
	半額免除	118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予※	（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
 - ・生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
 - ・地方税法に規定する障がい者または障害の方で前年所得が125万円以下の方
 - ・災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価額の概ね2分の1以上である損害を受けた方
 - ・失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
 - ・配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
 - ・特別障害給付金を受け持っている方
 - ・外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

※ **30歳未満（学生を除く）**で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に申請ができます。

（配偶者からの暴力を受け避難している方は、配偶者の所得にかかわらず、**本人および世帯主**の前年所得が一定以下であれば、保険料の全額または一部が免除となります。）

平成27年度版

20150401：A2-01-3



No.16-4 申請免除・若年者納付猶予制度

✓ 免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

- 申請時点において保険料の納付期限日（翌月末）より2年を経過していない期間から平成28年6月末（平成27年6月30日までに申請した場合は平成27年6月末）までの範囲で未納となっている月について、前年所得等（下記参照）が免除基準に該当すれば免除・若年者納付猶予・学生納付特例が承認されます。
- 失業等の特別事情による申請の場合は、特別事情が発生した月の前月以後の月が承認されます。
- 若年者納付猶予は30歳になる月の前月分まで申請できます。30歳になった月以後は、基準に該当する免除を申請してください。
- 過去の免除等の申請については、申請が遅れると承認される期間が短くなるとともに、障害を負った場合等の障害基礎年金等を受けられない恐れがありますのでご注意ください。

平成27年度期間

27 7	27 8	27 9	27 10	27 11	27 12	28 1	28 2	28 3	28 4	28 5	28 6
---------	---------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

平成26年中所得（※）により審査します

平成26年度期間

26 7	26 8	26 9	26 10	26 11	26 12	27 1	27 2	27 3	27 4	27 5	27 6
---------	---------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

平成25年中所得（※）により審査します

平成25年度期間

25 7	25 8	25 9	25 10	25 11	25 12	26 1	26 2	26 3	26 4	26 5	26 6
---------	---------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

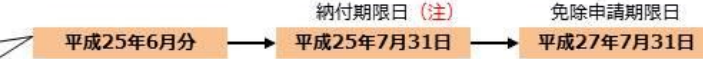
平成24年中所得（※）により審査します

平成24年度期間

24 7	24 8	24 9	24 10	24 11	24 12	25 1	25 2	25 3	25 4	25 5	25 6
---------	---------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

平成23年中所得（※）により審査します

たとえば、平成25年6月分の保険料の免除申請期限日は…



（注）納付期限日が土・日・祝日であった場合には、翌営業日が納付期限日となります。

➡ 情報整理シート

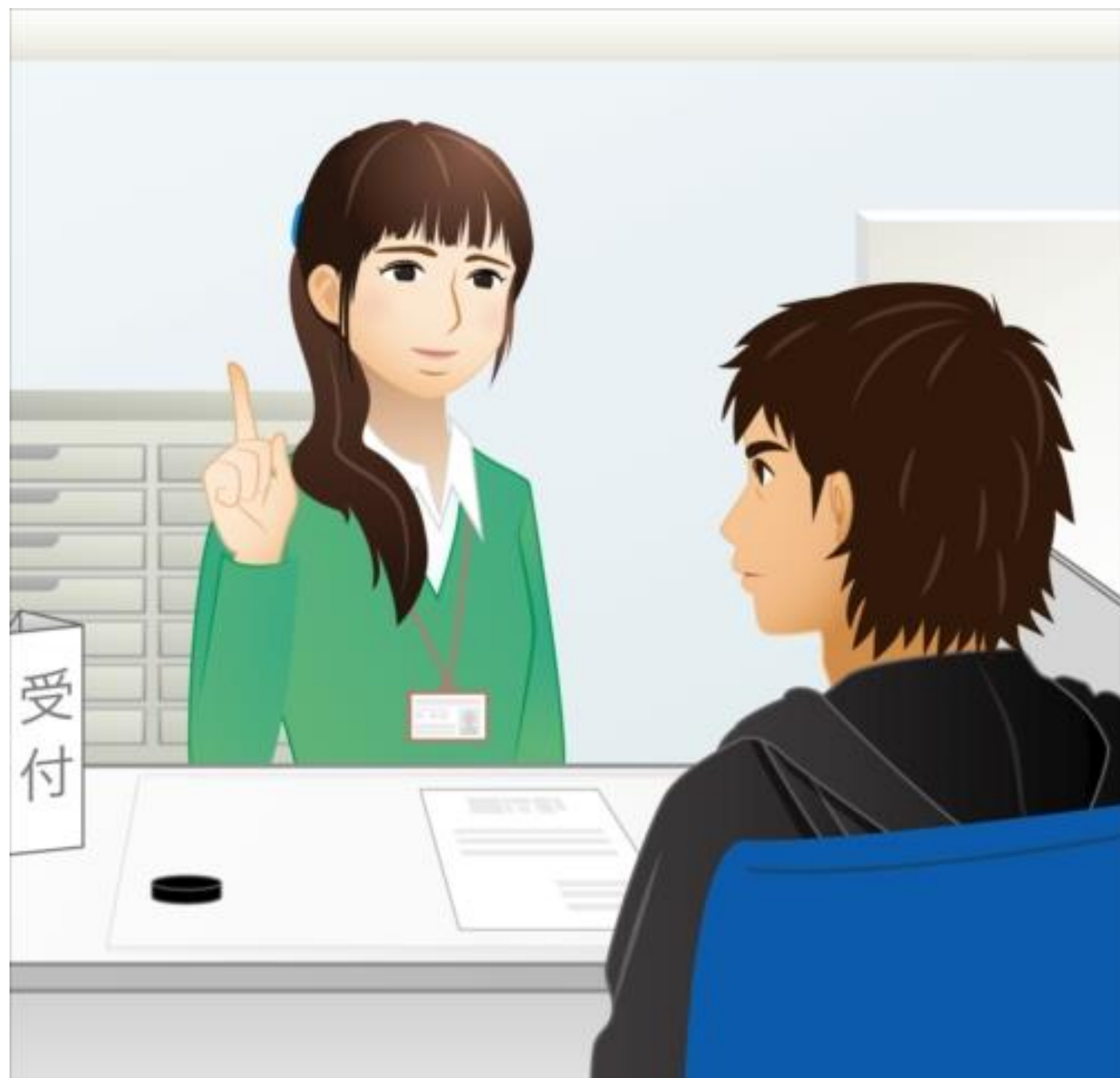


今月から2年1か月前までの保険料をまだ納付できる期間について、さかのぼって免除を申請できます。つまり、本日山田様が免除の申請をする場合、平成25年8月分までさかのぼって申請が可能です。

また、7月から翌年6月までの1年間が免除における年度のサイクルとなりますので、来年、平成28年6月までの免除申請ができます。

今月からさかのぼって2年1か月と来年6月分まで免除してもらえるのか。助かるな。でも、2年1か月より前は何で免除できないの？





国民年金保険料を納付できるのは法律で納付期限から2年となっております。それより前の期間は時効により、保険料を納めていただくことも国が受け取ることもできないので、免除ができる期間もその期間に合わせているのです。

時効ね。なるほど。



免除申請には所得審査がありまして、ご本人と保険料の連帯納付義務者である配偶者・世帯主のそれぞれの方の前年の所得が、一定額以下であることなどが確認されて初めて承認されます。申請いただいても必ず免除が承認されるとは限りませんので、この点はご了承ください。

No.16-3 申請免除 若年者納付猶予制度

✓ 審査基準

■ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりになります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予※	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
- ・ 生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
 - ・ 地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が125万円以下の方
 - ・ 災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた方
 - ・ 失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
 - ・ 配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
 - ・ 特別障害給付金を受給している方
 - ・ 外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

※ 30歳未満（学生を除く）で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に申請ができます。

どのくらいの所得が免除基準となるのかな。



こちらにありますように、免除の種類によって基準があります。例えば、夫婦の片方だけに給与収入がある2人世帯の場合だと、前年の所得が92万円以下のときに全額免除となります。

それよりも所得が多い場合でも、半額免除など保険料の一部が免除される可能性がございます。なお、免除の審査は日本年金機構が行っておりますので、こちらの窓口では申請書をお預かりするだけになります。

なるほど。



免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

[illegible]

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 ()

平成27年度期間（平成27年7月～平成28年6月）												
若年 学特	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成26年中所得（※）により審査します

[illegible][illegible]

免除 () 平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)

若年 学特	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
----------	---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成23年中所得 (※) により審査します

[illegible]

(※) 地方税法上の所得（純損失、雑損失の繰越控除前の額）

20150401 : A4-01-2



免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 () 平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

若年 学特

平成26年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人											
配偶者											
世帯主											

免除 () 平成26年度期間 (平成26年7月～平成27年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

若年 学特

平成25年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人											
配偶者											
世帯主											

免除 () 平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

若年 学特

平成24年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人											
配偶者											
世帯主											

免除 () 平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

若年 学特

平成23年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人											
配偶者											
世帯主											

(※) 地方税法上の所得 (純損失、雑損失の繰越控除前の額)



それでは、これから山田様の免除申請書に記載いただく内容や添付書類を整理させていただきます。いくつかお訊ねしたいことがございますので、ご協力をお願いいたします。

わかりました。



先ほど年金事務所へ山田様の記録を照会した際確認できましたように、平成22年1月から平成27年7月まで未納となっています。

このうちさかのぼって免除申請が可能なのは、2年1か月前の平成25年8月分までとなります。平成25年7月より前は免除申請の対象になりませんのでご了承ください。

免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

[illegible]

免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

(※) 地方税法上の所得（純損失、雑損失の繰越控除前の額）

		平成27年度期間（平成27年7月～平成28年6月）											
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
免除（ ）	若年 学特	平成26年中所得（※）により審査します											
納付状況	本人	未納											
	配偶者												
	世帯主												

		平成26年度期間（平成26年7月～平成27年6月）											
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
免除（ ）	若年 学特	平成25年中所得（※）により審査します											
納付状況	本人	未納											
	配偶者												
	世帯主												

		平成25年度期間（平成25年7月～平成26年6月）											
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
免除（ ）	若年 学特	平成24年中所得（※）により審査します											
納付状況	本人	未納											
	配偶者												
	世帯主												

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 ()	平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)											
若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成26年中所得 (※) により審査します											
納付状況	未納											
本人												
配偶者												
世帯主												

免除 ()	平成26年度期間 (平成26年7月～平成27年6月)											
若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成25年中所得 (※) により審査します											
納付状況	未納	→										
本人												
配偶者												
世帯主												

免除 ()	平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)											
若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成24年中所得 (※) により審査します											
納付状況	未納	→										
本人												
配偶者												
世帯主												

免除 ()	平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)											
若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成23年中所得 (※) により審査します											
納付状況												
本人												
配偶者												
世帯主												



続きまして、免除申請が認められる平成25年8月以降の山田様のご住所および世帯の状況を確認させていただきたいので、教えていただけますでしょうか。

はい。



平成25年8月から26年6月までの間、世帯主は山田様ご自身でしたか。そのときは奥様とは同居されていましたか。平成26年7月から本日まで同じ状況でしたか？

はい、世帯主は私で妻と子どもと一緒に住んでいます。当時から今まで特に変わってないですよ。



免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 ()

平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)

若年

学特

7

8

9

10

11

12

1

2

3

4

5

6

平成26年中所得 (※) により審査します

納付状況

未納

本人

配偶者

世帯主

免除 ()

平成26年度期間 (平成26年7月～平成27年6月)

若年

学特

7

8

9

10

11

12

1

2

3

4

5

6

平成25年中所得 (※) により審査します

納付状況

未納

本人

配偶者

世帯主

免除 ()

平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)

若年

学特

7

8

9

10

11

12

1

2

3

4

5

6

平成24年中所得 (※) により審査します

納付状況

未納

本人

配偶者

世帯主

免除 ()

平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)

若年

学特

7

8

9

10

11

12

1

2

3

4

5

6

平成23年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人

配偶者

世帯主



承知いたしました。それから、山田様は当町（B町）にはいつからお住まいですか。

はい、先月（平成27年8月）、A市から引越してきたんですよ。



そうなんですね。では、それ以前はずっとA市にお住まいだったのですか。

はい、そうです。



免除対象期間に関する聴き取りと情報整理

[illegible]

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除（全額） 平成27年度期間（平成27年7月～平成28年6月）

若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成26年中所得（※）により審査します											

納付状況

本人	未納											
配偶者	→ 転居											
世帯主												

免除（全額） 平成26年度期間（平成26年7月～平成27年6月）

若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成25年中所得（※）により審査します											

納付状況

本人	未納											
配偶者												
世帯主												

免除（全額） 平成25年度期間（平成25年7月～平成26年6月）

若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成24年中所得（※）により審査します											

納付状況

本人	未納											
配偶者												
世帯主												

免除（ ） 平成24年度期間（平成24年7月～平成25年6月）

若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成23年中所得（※）により審査します											

納付状況

本人												
配偶者												
世帯主												

（※）地方税法上の所得（純損失、雑損失の繰越控除前の額）

20150401：A4-01-2



免除・納付猶予

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

コラム

2



申請書の注意事項

[illegible]

報 氏名

年

一郎

ある場合にご記入ください。

⑧
特記事項

- ◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。
◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。
◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。

1月1日時点本人住所 ○○県○○郡○○町○一○

配偶者住所 ○○県○○市○○町○一○

- ◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。

①申請する年度分の直前の1月1日
時点の住所と申請時点の住所が違う
場合は、その**1月1日時点の住所を
必ず記入**

コラム

2

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

[illegible]

⑧
特記事項

一郎

ある場合にご記入ください。

- ◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。
◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。
◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。

1月1日時点本人住所 ○○県○○郡○○町○一○

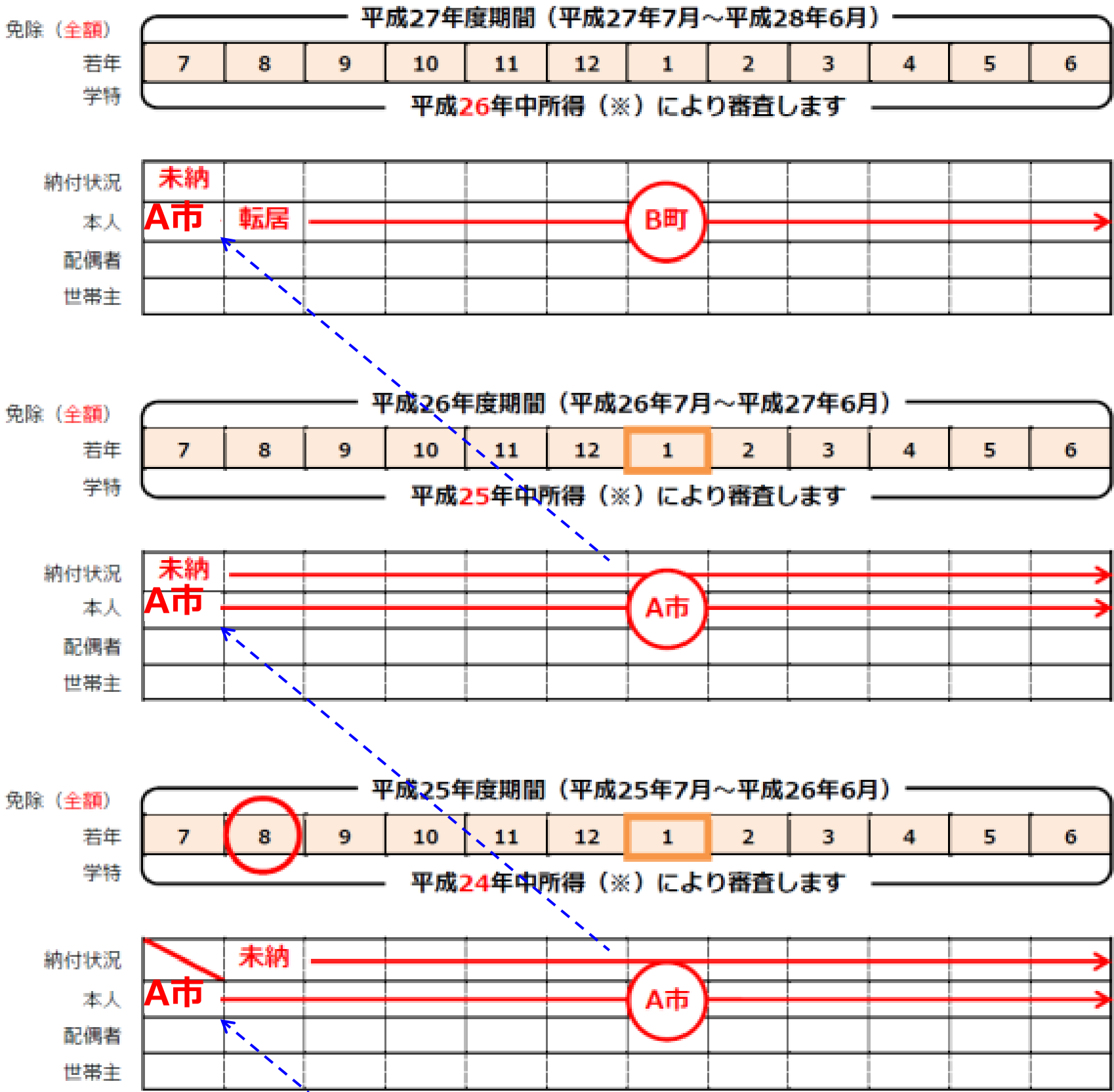
配偶者住所 ○○県○○市○○町○一○

- ◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。

③配偶者および世帯主の有無に変更があった場合は、変更事由、対象者氏名、変更があった年月日を必ず記入

コラム

2



免除（**全額**）

若年
学特

平成27年度期間（平成27年7月～平成28年6月）											
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成**26**年中所得（※）により審査します

納付状況

本人

配偶者

世帯主

未納											
A市	転居					B町					
A市											

免除（**全額**）

若年
学特

平成26年度期間（平成26年7月～平成27年6月）											
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成**25**年中所得（※）により審査します

納付状況

本人

配偶者

世帯主

未納											
A市						A市					
A市											

免除（**全額**）

若年
学特

平成25年度期間（平成25年7月～平成26年6月）											
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成**24**年中所得（※）により審査します

納付状況

本人

配偶者

世帯主

	未納										
A市						A市					
A市											





山田様の世帯の状況などの情報が整理できました。
ご協力ありがとうございました。
それでは申請書の記入方法や注意点などをご説明いたします。

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 ()

若年

学特

平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)											
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成26年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人

配偶者

世帯主

未納											
A市	転居					B市					
A市											

免除 ()

若年

学特

平成26年度期間 (平成26年7月～平成27年6月)											
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成25年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人

配偶者

世帯主

未納											
A市						A市					
A市											

免除 ()

若年

学特

平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)											
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成24年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人

配偶者

世帯主

未納											
A市						A市					
A市											

免除 ()

若年

学特

平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)											
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成23年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人

配偶者

世帯主

						A市					

(※) 地方税法上の所得 (純損失、雑損失の繰越控除前の額)



免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明



それでは、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に必要な事項をご記入ください。また、過去の期間について申請する場合には年度ごとに申請書をご提出頂く必要がございますので、平成25年度分、26年度分、27年度分について、記入してください。

わかりました。



記入例																			
※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。																			
国民年金保険料免除・納付猶予申請書																			
日本年金機構理事長 へて 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日																			
以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。 この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の提供について、市区町村（居住所在地等を含む）及び日本年金機構に委託します。 〒123-4567 住所：〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3 被保険者氏名： 国年 太郎																			
「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄 ○提出年月日をご記入ください。 ○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。																			
A 基本情報																			
①基礎年金番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	②電話番号	③前電 ④後電 ⑤その他	00-0000-0000						
③被保険者氏名	コクネン		タロウ		④被保険者生年月日		5. 昭和 ⑤平成		0 4 0 5 2 0		5. 昭和 ⑥平成		0 4 0 8 1 0						
⑤配偶者氏名	コクネン		ハナコ		⑥配偶者生年月日		5. 昭和 ⑦平成		0 4 0 8 1 0		5. 昭和 ⑧平成		0 4 0 8 1 0						
⑦世帯主氏名	コクネン		イチロウ		※世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。														
⑧特記事項	● 転居された住所（転居年の1月1日時点等）が居住所在地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ● 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ● 申請年度中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇																		
B 申請内容										「⑨免除等区分」欄 ○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「x」で抹消してください。 「⑩申請期間」欄 ○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。 ○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。 (例:平成26年度分) ⇒平成26年7月分～平成27年6月分 ※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。 ○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで申請することができます。									
⑨免除等区分	1. 全額免除 (保険料全額を免除)		2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)		3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)		4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)		5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)		「⑩申請期間」欄 ○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。 ○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。 (例:平成26年度分) ⇒平成26年7月分～平成27年6月分 ※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。 ○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで申請することができます。								
⑩申請期間	平成 26 年度分		⑪被保険者の有無 (⑩の年度)		被保険者：1. あり 2. なし 3. 不明 配偶者：1. あり 2. なし 3. 不明 世帯主：1. あり 2. なし 3. 不明														
⑫前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし） 配偶者：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし） 世帯主：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし）																		
⑬特例認定区分	被保険者 ①失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 配偶者 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 世帯主 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他																		
⑭継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。 ① する ② しない																		
⑮備考	失業後の期間に限り申請 ※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。																		
「⑮特例認定区分」欄 ○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日（離職日の翌日または事業を廃止等した日）を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の（あり・なし）に○を記入してください。なお、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者記録票のコピーなど）を添付してください。 ○災害（震災、風水害、火災など）を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。 ○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護（外国籍の方）、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。 「⑭継続希望区分」欄 ○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。 「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。 ※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。 「⑮備考」欄 ○3枚目（本人用）裏面の注意事項の1. ⑮をご参照の上、該当する場合に記入してください。 ○申請を希望する年度中の一部の期間（失業、離婚後、世帯分離後など）に限り申請する場合は、その旨を記入してください。 ※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。 ○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。 (例:4分の1免除の次に納付猶予を審査)										「⑨免除等区分」欄 ○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「x」で抹消してください。 「⑩申請期間」欄 ○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。 ○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。 (例:平成26年度分) ⇒平成26年7月分～平成27年6月分 ※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。 ○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで申請することができます。									
記入例										審査結果					審査結果となる前年所得				
平成 25 年度分										平成25年7月～平成26年6月					平成26年7月～平成27年6月				
平成 26 年度分										平成26年7月～平成27年6月					平成27年7月～平成28年6月				
平成 27 年度分										平成27年7月～平成28年6月					平成28年7月～平成29年6月				
平成 28 年度分										平成28年7月～平成29年6月					平成29年7月～平成30年6月				
平成 29 年度分										平成29年7月～平成30年6月					平成30年7月～平成31年6月				
平成 30 年度分										平成30年7月～平成31年6月					平成31年7月～平成32年6月				
平成 31 年度分										平成31年7月～平成32年6月					平成32年7月～平成33年6月				
平成 32 年度分										平成32年7月～平成33年6月					平成33年7月～平成34年6月				
平成 33 年度分										平成33年7月～平成34年6月					平成34年7月～平成35年6月				
平成 34 年度分										平成34年7月～平成35年6月					平成35年7月～平成36年6月				
平成 35 年度分										平成35年7月～平成36年6月					平成36年7月～平成37年6月				
平成 36 年度分										平成36年7月～平成37年6月					平成37年7月～平成38年6月				
平成 37 年度分										平成37年7月～平成38年6月					平成38年7月～平成39年6月				
平成 38 年度分										平成38年7月～平成39年6月					平成39年7月～平成40年6月				
平成 39 年度分										平成39年7月～平成40年6月					平成40年7月～平成41年6月				
平成 40 年度分										平成40年7月～平成41年6月					平成41年7月～平成42年6月				
平成 41 年度分										平成41年7月～平成42年6月					平成42年7月～平成43年6月				
平成 42 年度分										平成42年7月～平成43年6月					平成43年7月～平成44年6月				
平成 43 年度分										平成43年7月～平成44年6月					平成44年7月～平成45年6月				
平成 44 年度分										平成44年7月～平成45年6月					平成45年7月～平成46年6月				
平成 45 年度分										平成45年7月～平成46年6月					平成46年7月～平成47年6月				
平成 46 年度分										平成46年7月～平成47年6月					平成47年7月～平成48年6月				
平成 47 年度分										平成47年7月～平成48年6月					平成48年7月～平成49年6月				
平成 48 年度分										平成48年7月～平成49年6月					平成49年7月～平成50年6月				
平成 49 年度分										平成49年7月～平成50年6月					平成50年7月～平成51年6月				
平成 50 年度分										平成50年7月～平成51年6月					平成51年7月～平成52年6月				
平成 51 年度分										平成51年7月～平成52年6月					平成52年7月～平成53年6月				
平成 52 年度分										平成52年7月～平成53年6月					平成53年7月～平成54年6月				
平成 53 年度分										平成53年7月～平成54年6月					平成54年7月～平成55年6月				
平成 54 年度分										平成54年7月～平成55年6月					平成55年7月～平成56年6月				
平成 55 年度分										平成55年7月～平成56年6月					平成56年7月～平成57年6月				
平成 56 年度分										平成56年7月～平成57年6月					平成57年7月～平成58年6月				
平成 57 年度分										平成57年7月～平成58年6月					平成58年7月～平成59年6月				
平成 58 年度分										平成58年7月～平成59年6月					平成59年7月～平成60年6月				
平成 59 年度分										平成59年7月～平成60年6月					平成60年7月～平成61年6月				
平成 60 年度分										平成60年7月～平成61年6月					平成61年7月～平成62年6月				
平成 61 年度分										平成61年7月～平成62年6月					平成62年7月～平成63年6月				
平成 62 年度分										平成62年7月～平成63年6月					平成63年7月～平成64年6月				
平成 63 年度分										平成63年7月～平成64年6月					平成64年7月～平成65年6月				
平成 64 年度分										平成64年7月～平成65年6月					平成65年7月～平成66年6月				
平成 65 年度分										平成65年7月～平成66年6月					平成66年7月～平成67年6月				
平成 66 年度分										平成66年7月～平成67年6月					平成67年7月～平成68年6月				
平成 67 年度分										平成67年7月～平成68年6月					平成68年7月～平成69年6月				
平成 68 年度分										平成68年7月～平成69年6月					平成69年7月～平成70年6月				
平成 69 年度分										平成69年7月～平成70年6月					平成70年7月～平成71年6月				
平成 70 年度分										平成70年7月～平成71年6月					平成71年7月～平成72年6月				
平成 71 年度分										平成71年7月～平成72年6月					平成72年7月～平成73年6月				
平成 72 年度分										平成72年7月～平成73年6月					平成73年7月～平成74年6月				
平成 73 年度分										平成73年7月～平成74年6月					平成74年7月～平成75年6月				
平成 74 年度分										平成74年7月～平成75年6月					平成75年7月～平成76年6月				
平成 75 年度分										平成75年7月～平成76年6月					平成76年7月～平成77年6月				
平成 76 年度分										平成76年7月～平成77年6月					平成77年7月～平成78年6月				
平成 77 年度分										平成77年7月～平成78年6月					平成78年7月～平成79年6月				
平成 78 年度分										平成78年7月～平成79年6月					平成79年7月～平成80年6月				
平成 79 年度分										平成79年7月～平成80年6月					平成80年7月～平成81年6月				
平成 80 年度分										平成80年7月～平成81年6月					平成81年7月～平成82年6月				
平成 81 年度分										平成81年7月～平成82年6月					平成82年7月～平成83年6月				
平成 82 年度分										平成82年7月～平成83年6月					平成83年7月～平成84年6月				
平成 83 年度分										平成83年7月～平成84年6月					平成84年7月～平成85年6月				
平成 84 年度分										平成84年7月～平成85年6月					平成85年7月～平成86年6月				
平成 85 年度分										平成85年7月～平成86年6月					平成86年7月～平成87年6月				
平成 86 年度分										平成86年7月～平成87年6月					平成87年7月～平成88年6月				
平成 87 年度分										平成87年7月～平成88年6月					平成88年7月～平成89年6月				
平成 88 年度分										平成88年7月～平成89年6月					平成89年7月～平成90年6月				
平成 89 年度分										平成89年7月～平成90年6月					平成90年7月～平成91年6月				
平成 90 年度分										平成90年7月～平成91年6月					平成91年7月～平成92年6月				
平成 91 年度分										平成91年7月～平成92年6月					平成92年7月～平成93年6月				
平成 92 年度分										平成92年7月～平成93年6月					平成93年7月～平成94年6月				
平成 93 年度分										平成93年7月～平成94年6月					平成94年7月～平成95年6月				
平成 94 年度分										平成94年7月～平成95年6月					平成95年7月～平成96年6月				
平成 95 年度分										平成95年7月～平成96年6月					平成96年7月～平成97年6月				
平成 96 年度分										平成96年7月～平成97年6月					平成97年7月～平成98年6月				
平成 97 年度分										平成97年7月～平成98年6月					平成98年7月～平成99年6月				
平成 98 年度分										平成98年7月～平成99年6月					平成99年7月～平成100年6月				
平成 99 年度分										平成99年7月～平成100年6月					平成100年7月～平成101年6月				
平成 100 年度分										平成100年7月～平成101年6月					平成101年7月～平成102年6月				
平成 101 年度分										平成101年7月～平成102年6月					平成102年7月～平成103年6月				
平成 102 年度分										平成102年7月～平成103年6月					平成103年7月～平成104年6月				
平成 103 年度分										平成103年7月～平成104年6月					平成104年7月～平成105年6月				
平成 104 年度分										平成104年7月～平成105年6月					平成105年7月～平成106年6月				
平成 105 年度分										平成105年7月～平成106年6月					平成106年7月～平成107年6月				
平成 106 年度分										平成106年7月～平成107年6月					平成107年7月～平成108年6月				
平成 107 年度分										平成107年7月～平成108年6月					平成108年7月～平成109年6月				
平成 108 年度分										平成108年7月～平成109年6月					平成109年7月～平成110年6月				
平成 109 年度分										平成109年7月～平成110年6月					平成110年7月～平成111年6月				
平成 110 年度分										平成110年7月～平成111年6月					平成111年7月～平成112年6月				
平成 111 年度分										平成111年7月～平成112年6月					平成112年7月～平成113年6月				
平成 112 年度分										平成112年7月～平成113年6月					平成113年7月～平成114年6月				
平成 113 年度分										平成113年7月～平成114年6月					平成114年7月～平成115年6月				
平成 114 年度分										平成114年7月～平成115年6月					平成115年7月～平成116年6月				
平成 115 年度分										平成115年7月～平成116年6月					平成116年7月～平成117年6月				
平成 116 年度分										平成116年7月～平成117年6月					平成117年7月～平成118年6月				
平成 117 年度分										平成117年7月～平成118年6月					平成118年7月～平成119年6月				
平成 118 年度分										平成118年7月～平成119年6月					平成119年7月～平成120年6月				
平成 119 年度分										平成119年7月～平成120年6月					平成120年7月～平成121年6月				
平成 120 年度分										平成120年7月～平成121年6月					平成121年7月～平成122年6月				
平成 121 年度分										平成121年7月～平成122年6月					平成122年7月～平成123年6月				
平成 122 年度分										平成122年7月～平成123年6月					平成123年7月～平成124年6月				
平成 123 年度分										平成123年7月～平成124年6月					平成124年7月～平成125年6月				
平成 124 年度分										平成124年7月～平成125年6月					平成125年7月～平成126年6月				
平成 125 年度分										平成125年7月～平成126年6月					平成126年7月～平成127年6月				
平成 126 年度分										平成126年7月～平成127年6月					平成127年7月～平成128年6月				
平成 127 年度分										平成127年7月～平成128年6月					平成128年7月～平成129年6月				
平成 128 年度分										平成128年7月～平成129年6月					平成129年7月～平成130年6月				
平成 129 年度分										平成129年7月～平成130年6月					平成130年7月～平成131年6月				
平成 130 年度分										平成130年7月～平成131年6月					平成131年7月～平成132年6月				
平成 131 年度分										平成131年7月～平成132年6月					平成132年7月～平成133年6月				
平成 132 年度分										平成132年7月～平成133年6月					平成133年7月～平成134年6月				
平成 133 年度分										平成133年7月～平成134年6月					平成134年7月～平成135年6月				
平成 134 年度分										平成134年7月～平成135年6月					平成135年7月～平成136年6月				
平成 135 年度分										平成135年7月～平成136年6月					平成136年7月～平成137年6月				
平成 136 年度分										平成136年7月～平成137年6月					平成137年7月～平成138年6月				
平成 137 年度分										平成137年7月～平成138年6月					平成138年7月～平成139年6月				
平成 138 年度分										平成138年7月～平成139年6月					平成139年7月～平成140年6月				
平成 139 年度分										平成139年7月～平成140年6月					平成140年7月～平成141年6月				
平成 140 年度分										平成140年7月～平成141年6月					平成141年7月～平成142年6月				
平成 141 年度分										平成141年7月～平成142年6月					平成142年7月～平成143年6月				
平成 142 年度分										平成142年7月～平成143年6月					平成143年7月～平成144年6月				
平成 143 年度分										平成143年7月～平成144年6月					平成144年7月～平成145年6月				
平成 144 年度分										平成144年7月～平成145年6月					平成145年7月～平成146年6月				
平成 145 年度分										平成145年7月～平成146年6月					平成146年7月～平成147年6月				
平成 146 年度分										平成146年7月～平成147年6月					平成147年7月～平成148年6月				
平成 147 年度分										平成147年7月～平成148年6月					平成148年7月～平成149年6月				
平成 148 年度分										平成148年7月～平成149年6月					平成149年7月～平成150年6月				
平成 149 年度分										平成149年7月～平成150年6月					平成150年7月～平成151年6月				
平成 150 年度分										平成150年7月～平成151年6月					平成151年7月～平成152年6月				
平成 151 年度分										平成151年7月～平成152年6月					平成152年7月～平成153年6月				
平成 152 年度分										平成152年7月～平成153年6月					平成153年7月～平成154年6月				
平成 153 年度分										平成153年7月～平成154年6月					平成154年7月～平成155年6月				
平成 154 年度分										平成154年7月～平成155年6月					平成155年7月～平成156年6月				
平成 155 年度分										平成155年7月～平成156年6月					平成156年7月～平成157年6月				
平成 156 年度分										平成156年7月～平成157年6月					平成157年7月～平成158年6月				
平成 157 年度分										平成157年7月～平成158年6月					平成158年7月～平成159年6月				
平成 158 年度分										平成158年7月～平成159年6月					平成159年7月～平成160年6月				
平成 159 年度分										平成159年7月～平成160年6月					平成160年7月～平成161年6月				
平成 160 年度分										平成160年7月～平成161年6月					平成161年7月～平成162年6月				
平成 161 年度分										平成161年7月～平成162年6月					平成162年7月～平成163年6月				
平成 162 年度分										平成162年7月～平成163年6月					平成163年7月～平成164年6月				
平成 163 年度分										平成163年7月～平成164年6月					平成164年7月～平成165年6月				
平成 164 年度分										平成164年7月～平成165年6月					平成165年7月～平成166年6月				
平成 165 年度分										平成165年7月～平成166年6月					平成166年7月～平成167年6月				
平成 166 年度分										平成166年7月～平成167年6月					平成167年7月～平成168年6月				
平成 167 年度分										平成167年7月～平成168年6月					平成168年7月～平成169年6月				
平成 168 年度分										平成168年7月～平成169年6月					平成169年7月～平成170年6月				
平成 169 年度分										平成169年7月～平成170年6月					平成170年7				

免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成〇〇年〇〇月〇〇日
以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の提供について、市区町村（居住所在地等を含む）及び日本年金機構に委任します。
〒123-4567
住所：〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3
被保険者氏名： 国年 太郎

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
○提出年月日をご記入ください。
○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認を取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

①基礎年金番号
0123456789

③被保険者氏名
国年 太郎

⑤配偶者氏名
国年 花子

⑦世帯主氏名
国年 一郎

②電話番号
00-0000-0000

④被保険者生年月日
040520

⑥配偶者生年月日
040810

※世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。

⑧特記事項
1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇
配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

※特記事項は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。

⑨免除等区分
1. 全額免除
2. 納付猶予
3. 4分の3免除
4. 半額免除
5. 4分の1免除

⑩申請期間
平成 26 年度分

⑪前年所得
被保険者：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) 4. 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)
配偶者：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) 4. 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)
世帯主：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) 4. 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)

⑫特例認定区分
被保険者：1. 失業 平成 26 年 4 月 1 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他
配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他
世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他

⑬継続希望区分
「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委任します。

⑭備考
失業後の期間に限り申請

「⑨免除等区分」欄
○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「x」で抹消してください。
「⑩申請期間」欄
○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。
○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。
(例：平成26年度分)
⇒平成26年7月分～平成27年6月分
※なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。
○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

「⑪前年所得」欄
○前年所得がない方は「1. なし」に、前年所得がある方は「2. あり(57万円以下)」または「3. あり(57万円超)」に○を記入してください。
○なお、「3. あり(57万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の(あり・なし)についても○を記入してください。
＜収入と所得の違い＞
所得＝(収入－必要経費)です。
給与収入の場合、「65万円」の必要経費(給与所得控除)があります。

「⑫特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者記録票のコピーなど)を添付してください。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑬継続希望区分」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。
「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
※失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑭備考」欄
○3枚目(本人用)裏面の注意事項の1. (6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
※なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。
(例：4分の1免除の次に納付猶予を審査)

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

申請者(世帯主) 氏名 **平塚 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日**

〒 **3-4567**

住所 **〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3**

被保険者氏名 **国年 太郎**

(被保険者本人が世帯主の場合は押印は不要です)

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
 〇提出年月日を記入してください。
 〇後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、
 さかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または
 記名押印してください。

A 基本情報

① 基礎
年金番号 **0 1 2 3 4 5 6 7 8 9**

② 被保険者
氏名 **国年 太郎**

③ 配偶者
氏名 **国年 ハナコ**

④ 世帯主
氏名 **国年 イチロウ**

⑤ 特記事項
1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

① 自宅
電話番号 **00-0000-0000**

② 被保険者
生年月日 **平成 0 4 0 5 2 0**

③ 配偶者
生年月日 **平成 0 4 0 8 1 0**

※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合には記入してください。

※ 特記事項を記入してください。

B 申請内容

① 免除等区分
平成 26 年度分

② 申請期間
前年所得 (〇〇の前年)

③ 特別認定
 免除等区分 **1. 失業 平成 26 年 4 月 1 日**

④ 継続希望
 区分 **2. する**

① 全額免除 (保険料全額を免除)

② 納付猶予 (保険料納付を猶予)

③ 4 分の3免除 (保険料 1/2 納付が必要)

④ 4 分の2免除 (保険料 1/2 納付が必要)

⑤ 4 分の1免除 (保険料 3/4 納付が必要)

※ 基本給に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。
 ※ 審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で消滅してください。
 ※ 「納付猶予」は、3・5の免除の期間が対象となり、年数を重ねたために必要と判断し免除に入ります。
 ※ 「納付猶予」の審査結果を変更する場合は、その旨を「特記事項」欄に記入してください。

1. 全額免除 (保険料全額を免除)

2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)

3. 4 分の3免除 (保険料 1/2 納付が必要)

4. 4 分の2免除 (保険料 1/2 納付が必要)

5. 4 分の1免除 (保険料 3/4 納付が必要)

※ 前年所得 (〇〇の前年)

① 前年所得 (〇〇の前年)

② 申請期間

③ 特別認定

④ 継続希望

⑤ 備考

失業後の期間に限り申請

「失業後の期間に限り申請」として申請する場合は、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。

※ 前年所得が1万円以下で、納付猶予の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。

(例: 4分の1免除の次に納付猶予を審査)

「免除等区分」欄

〇審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する免除等区分の数字を「×」で消滅してください。

「前年所得」欄

〇免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。

〇免除・納付猶予の年度は、7月から翌年6月までです。

(例: 平成26年度分)

※ 前年所得が1万円以下で、納付猶予の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。

〇過去年度に、申請書が受理された月から2年1ヵ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

「特別認定区分」欄

〇失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入の上、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。

〇災害(震災、風水害、火災など)を受けたとして申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。

〇生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「継続希望区分」欄

〇承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。

「〇」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。

※ 前年所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「備考」欄

③ 3枚目(本人用)裏面の注意事項の1. 6をご参照の上、該当する場合に記入してください。

〇申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離職後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入してください。

※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。

〇「免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。

(例: 4分の1免除の次に納付猶予を審査)

「免除等区分」欄

〇審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する免除等区分の数字を「×」で消滅してください。

「前年所得」欄

〇免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。

〇免除・納付猶予の年度は、7月から翌年6月までです。

(例: 平成26年度分)

※ 前年所得が1万円以下で、納付猶予の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。

〇過去年度に、申請書が受理された月から2年1ヵ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

「前年所得」欄

〇前年所得がない方「1. なし」に、前年所得がある方は「2. あり(57万円以下)」「3. あり(57万円以上)」に○を記入してください。

〇なお、「3. あり(57万円以上)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の(あり・なし)についても○を記入してください。

＜収入と所得の違い＞

所得＝収入－必要経費です。

〇「免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。

(例: 4分の1免除の次に納付猶予を審査)

「免除等区分」欄

〇審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する免除等区分の数字を「×」で消滅してください。

「前年所得」欄

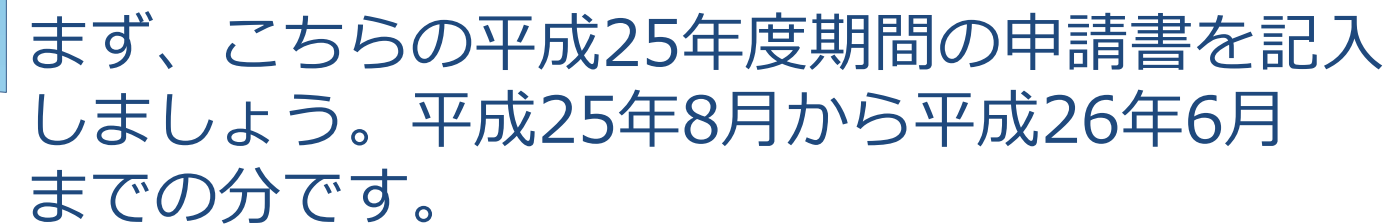
〇免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。

〇免除・納付猶予の年度は、7月から翌年6月までです。

(例: 平成26年度分)

※ 前年所得が1万円以下で、納付猶予の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。

〇過去年度に、申請書が受理された月から2年1ヵ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。



申請者ご自身である山田様の「基礎年金番号」・「氏名」・「生年月日」・「電話番号」をこちらにご記入ください。次に、配偶者である奥様の「氏名」・「生年月日」を続けてご記入ください。



免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明



では、「1月1日時点本人住所」と記入し、続けてA市の住所をご記入ください。

書きました。



「⑨免除等区分」欄は、こちらの順番に審査をしますので、希望しない免除区分がある場合にバツ印をご記入ください。例えば、仮に全額免除となる場合であっても一部の保険料を納めたいというときは、全額免除の欄にバツ印を記入します。



できれば全額免除がいいね。

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報）の提供について、市区町村（居住所在地等を含む）及び日本年金機構に委任します。
〒123-4567
所： 〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3
書氏名： 国年 太郎

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄

○提出年月日をご記入ください。

○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

② 電話番号 〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇
③ 自宅 携帯電話 ④ その他
⑤ 昭和 〇 4 〇 5 2 〇
⑥ 平成 〇 4 〇 8 1 〇
⑦ 被保険者 生年月日
⑧ 配偶者 生年月日
⑨ 世帯主 生年月日
⑩ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。
⑪ 免除等区分
⑫ 申請期間
⑬ 前年所得
⑭ 特記事項
⑮ 備考

① 全額免除
② 納付猶予
③ 4分の3免除
④ 半額免除
⑤ 4分の1免除
⑥ 申請期間
⑦ 前年所得
⑧ 特例認定区分
⑨ 継続希望区分
⑩ 備考

「⑪特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日（離職日の翌日または事業を廃止した日）を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の（あり・なし）に○を記入してください。なお、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど）を添付してください。
○災害（震災、風水害、火災など）を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護（外国籍の方）、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。
「⑫継続希望区分」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。「〇」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。
「⑬備考」欄
○3枚目（本人用）裏面の注意事項の1. (6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間（失業、離職後、世帯分離後など）に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。（例：4分の1免除の次に納付猶予を審査）

免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明



では、記入なしで構いません。次に、「⑩申請期間」欄は、平成25年度と記入してください。「⑪税申告の有無」欄と「⑫前年所得」欄は平成25年度の前年、平成24年1月から12月までの山田様と奥様の税申告と所得に関して該当箇所の番号に○印を付けてください。

わたしは、確定申告したので⑪欄は「あり」に○。妻は専業主婦で申告しなかったので「なし」に○。⑫欄は私は所得「有（57万円超）」に○、「16歳以上19歳未満の扶養親族」はいないので「なし」に○、妻は所得「なし」に○。これでいいかな。



記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成〇〇年〇〇月〇〇日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の提供について、市区町村（居住所在地等を含む）及び日本年金機構に委任します。
〒123-4567
住所：〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3
被保険者氏名： 国年 太郎

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
○提出年月日をご記入ください。
○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

①基礎年金番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
②電話番号 〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇
③被保険者氏名 国年 太郎
④被保険者生年月日 〇 4 〇 5 2 〇
⑤配偶者氏名 国年 花子
⑥配偶者生年月日 〇 4 〇 8 1 〇
※世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。

⑦免除等区分
1. 全額免除 (保険料全額を免除) 2. 納付猶予 (保険料納付を猶予) 3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要) 4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要) 5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑧申請期間 平成 26 年度分
⑨前年所得 (⑩の前年) 被保険者：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) 配偶者：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) 世帯主：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超)
⑩税申告の有無 (⑨の前年) 被保険者：1. あり 2. なし 3. 不明 配偶者：1. あり 2. なし 3. 不明 世帯主：1. あり 2. なし 3. 不明
⑪特例認定区分 被保険者：1. 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他
⑫継続希望区分 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委任します。
⑬備考 失業後の期間に限り申請 ※失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。

「⑬特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日（離職日の翌日または事業を廃止した日）を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の（あり・なし）に○を記入してください。なお、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど）を添付してください。
○災害（震災、風水害、火災など）を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護（外国籍の方）、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑫継続希望区分」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。「〇」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
※失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑬備考」欄
○3枚目（本人用）裏面の注意事項の1. (6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間（失業、離職後、世帯分離後など）に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
※なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。（例：4分の1免除の次に納付猶予を審査）

「⑪税申告の有無」欄
○「⑩申請期間」に記入した年度の前年所得について、税申告（住民税申告・確定申告等）を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」に○を記入してください。

「⑫前年所得」欄
○前年所得がない方は「1. なし」に、前年所得がある方は「2. あり（57万円以下）」または「3. あり（57万円超）」に○を記入してください。
○なお、「3. あり（57万円超）」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の（あり・なし）についても○を記入してください。
＜収入と所得の違い＞
所得＝（収入－必要経費）です。
給与収入の場合、「65万円」の必要経費（給与所得控除）があります。

免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

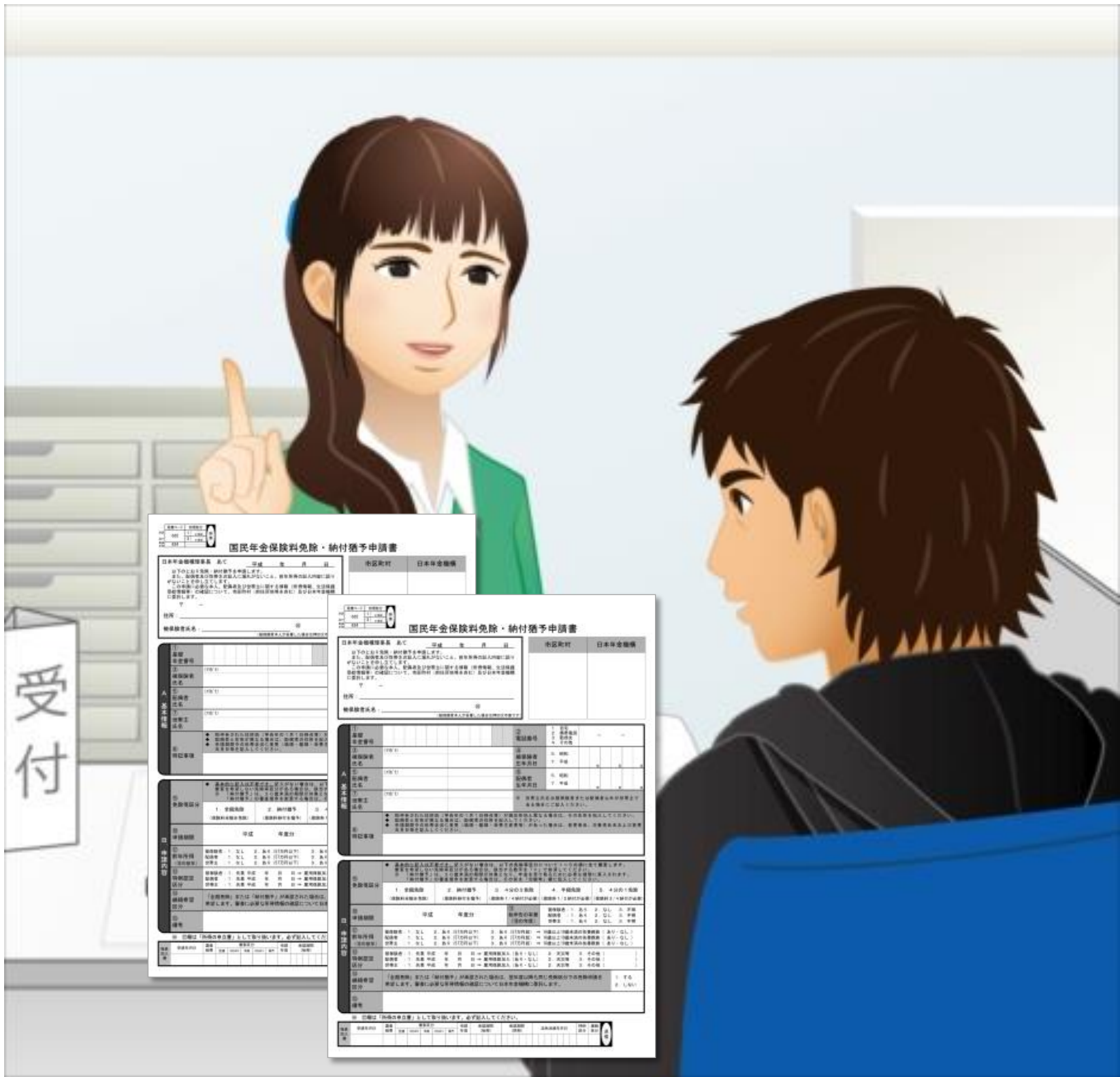


免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明



ありがとうございます。25年度申請分は記入が
終わりましたので、続いて26年度申請分と
27年度申請分をご記入ください。



免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

日本年金機構理事長 あて 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒 123-4567

住所： 〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名： 国年 太郎

(被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
○提出年月日をご記入ください。
○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前さかのぼって免除等の承認が取り消し等とな記名押印してください。

A. 基本情報	① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	① 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	00- 0000 -0000	
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン タロウ 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 5 2 0 年 月 日	
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン ハナコ 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 8 1 0 年 月 日	
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン イチロウ 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。			
	⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇				
B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。 審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。 「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑪備考」欄に記入してください。				
	⑩ 申請期間	1. 全額免除（保険料全額を免除） 2. 納付猶予（保険料納付を猶予） 3. 4分の3免除（保険料1/4納付が必要） 4. 半額免除（保険料1/2納付が必要） 5. 4分の1免除（保険料3/4納付が必要）				
	⑫ 前年所得（⑩の前年）	被保険者： 1. なし ② あり（57万円以下） 3. あり（57万円超） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし） 配偶者： ① なし 2. あり（57万円以下） 3. あり（57万円超） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし） 世帯主： 1. なし 2. あり（57万円以下） ③ あり（57万円超） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし）				



「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

ふー。全部書き終わったよ。



平成27年度分の免除申請は平成28年6月分までとなりますが、そのあとの期間も免除を申請することを希望される場合は、「⑭継続希望区分」欄の「1.する」に○を付けてください。



そうだね、来年度以降も免除してほしいね。



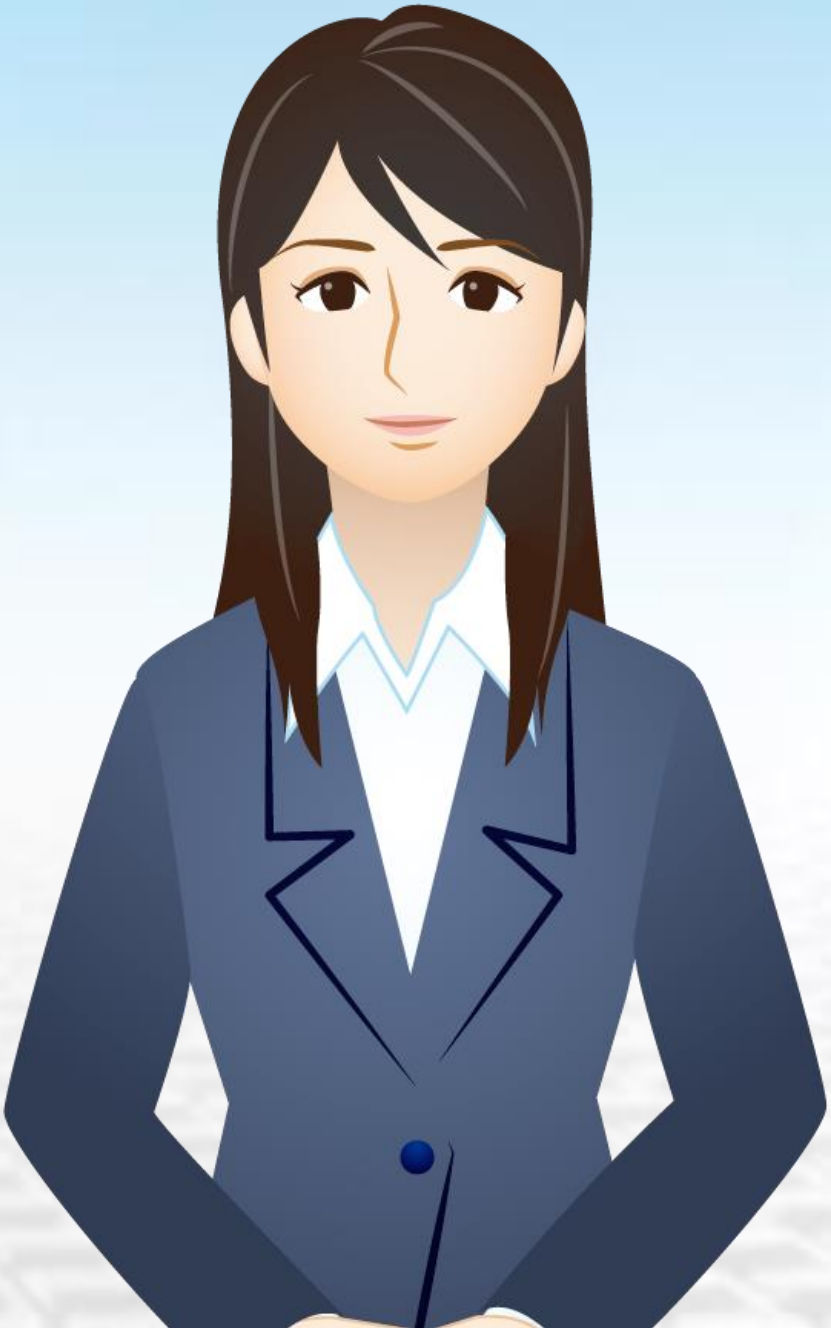
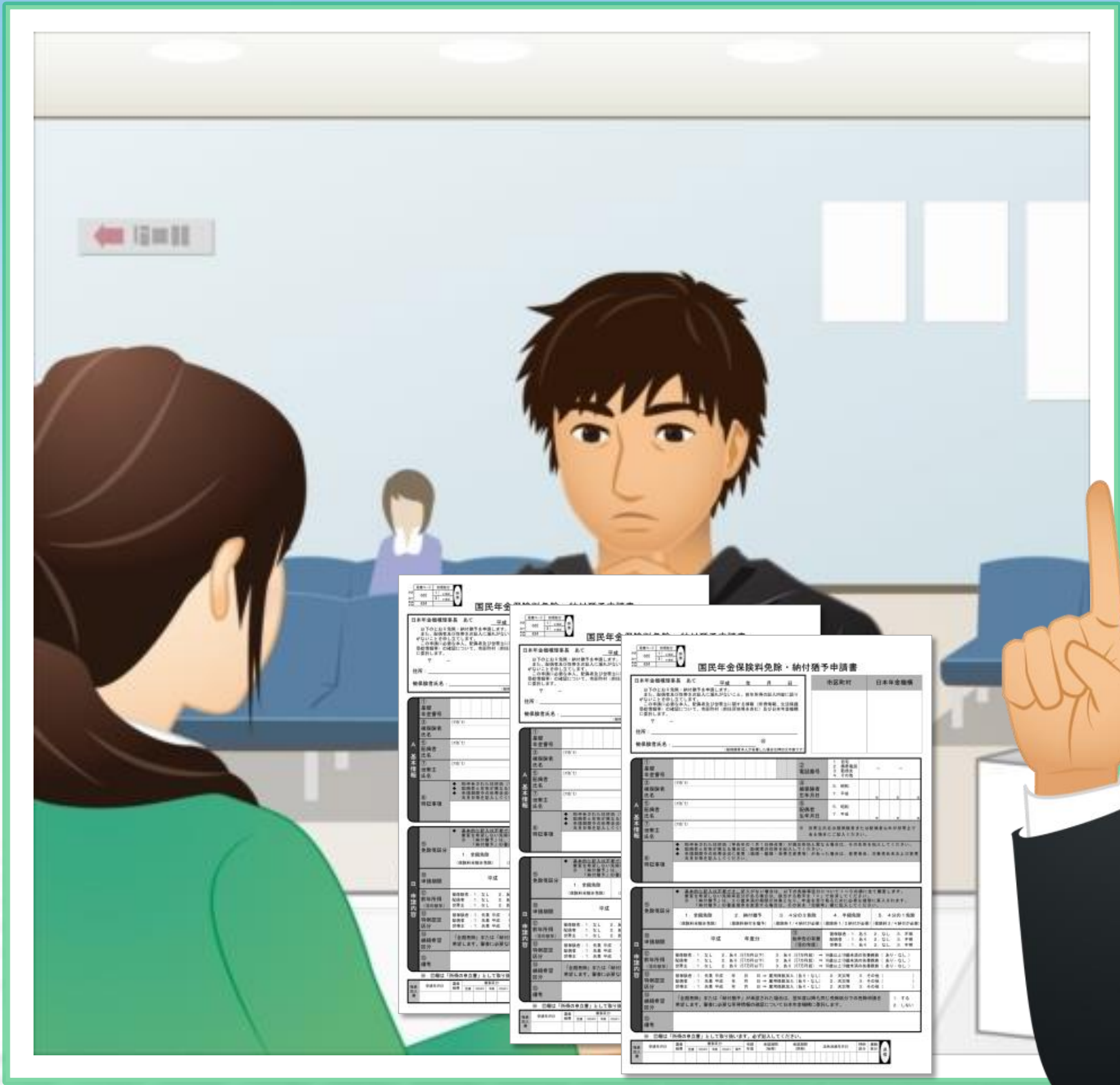
審査の結果、全額免除が却下となってしまう
一部免除で承認された場合は、来年7月以降にあ
らためて免除申請していただく必要があり
ますのでご了承ください。



最後に、全ての免除・納付猶予申請書に
「住所」・「被保険者氏名」・「本日の日付」
が申請書の左上の欄に記入されているかご確認
ください。

免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明



免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

[illegible]

これで全部終わりかな。

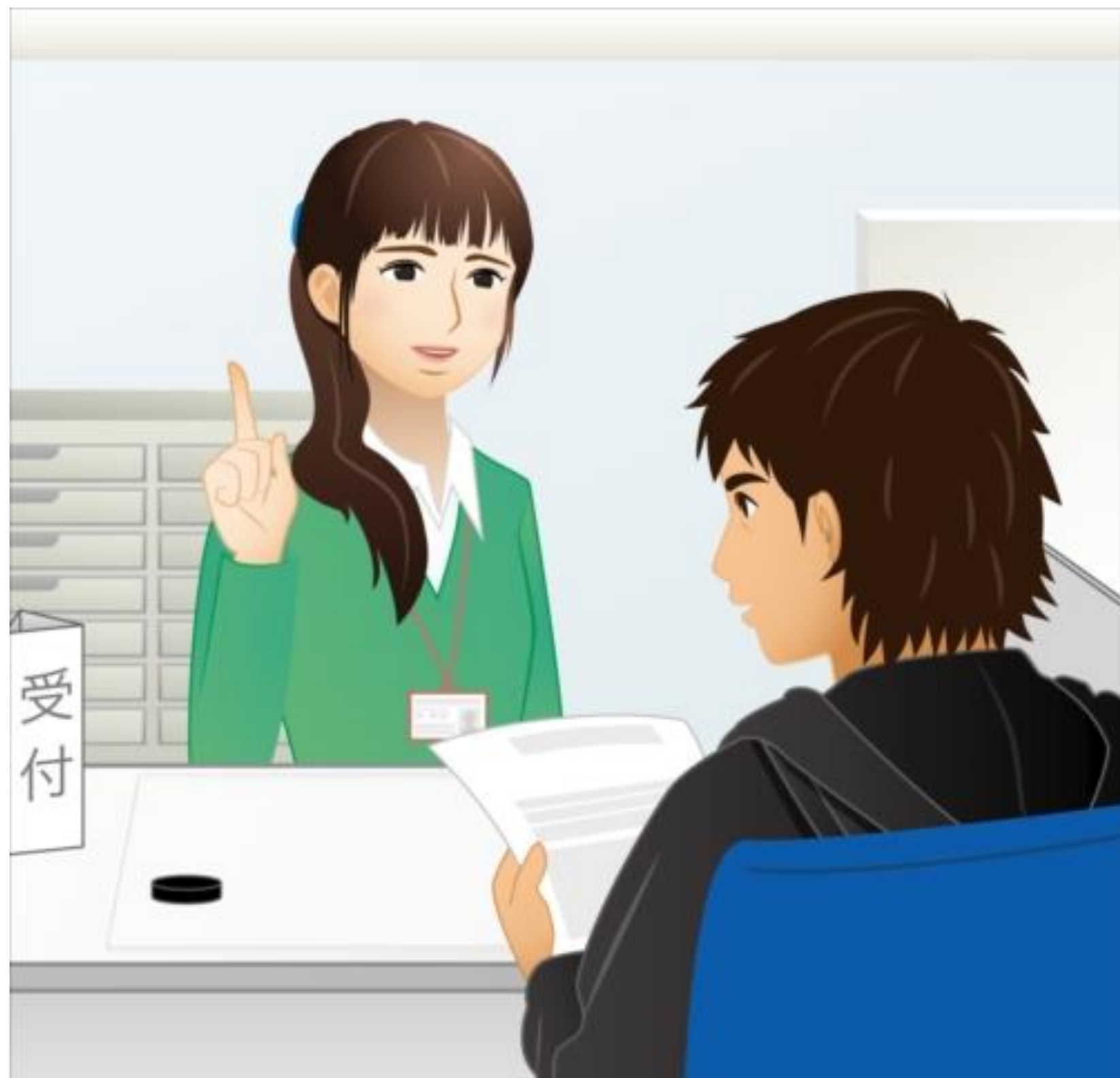


ありがとうございます。では、ご記入
いただいた内容を確認させていただきますので、
免除申請書をお預かりいたします。

確認ができました。申請書を受け付けいたします。こちらが免除申請書のご本人控えと受付票になりますので、必ずご一読ください。特に『免除・納付猶予を申請された方』の箇所はよくお読みください。

わかりました。読んでおきます。





また、今後配偶者や世帯主の変更、または前年所得の変更があった場合には、年金事務所までご連絡ください。

このあと日本年金機構で審査を行い、約3か月後に日本年金機構から審査結果が送付されます。審査結果が届くまでの間に、日本年金機構が委託する民間事業者から納付のご案内がある場合がございますが、行き違いとなりますので、そのまま審査結果をお待ちください。

前に送られてきた納付書は処分していいですか。





審査結果が届くまで納付書は保管しておいてください。免除の所得審査は申請年度ごとに前年の所得で審査されますが、所得の額によっては全額免除とはならず一部免除や却下となることもあります。一部免除で承認された場合は、日本年金機構から承認された免除の種類に応じた保険料の金額で新たに納付書が郵送されますので、その納付書にしたがって必ず納めるようにしてください。せっかく一部免除の承認を受けても納付すべき保険料を納付されないと、未納期間として取り扱われてしまいます。保険料を納めていただければ、万が一の病気やケガなどで障害を負ってしまったときや死亡といったもしものときのリスクに山田様のご家族も備えることができます。

そうか、家族もリスクに備えることができるのか。よくわかりました。



No.20-1 追納について

✓ 「追納」とは？

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

例：平成27年11月に追納できるのは平成17年11月分からとなります。

✓ いくら納めればいいのか？

	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成17年度の月分	14,880円	-	7,440円	-	
平成18年度の月分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円	
平成19年度の月分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円	
平成20年度の月分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円	
平成21年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円	
平成22年度の月分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円	
平成23年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円	
平成24年度の月分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円	
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円	
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,630円	3,810円	

加算

追納加算額はあり
ません

追納

✓ 手続き

➡ 申請書等
(①)

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。

✓ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。





本日のお手続きは、これで終了となります。

いろいろとありがとう。



ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

免除・納付猶予



< ケース1 失業等特例による免除申請のポイント >



退職日や廃業日を確認できる書類により、
免除対象となる期間を的確に把握する。

失業したこと等により申請を行うときに雇用保険の被保険者であった方 (ア、イのいずれか)			
☐	ア	雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワーク
☐	イ	雇用保険被保険者離職票等のコピー	旧勤務先等
事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方（ア～オのいずれか） (イ～オについては、あわせて失業の状態にあることの申立てが必要)			
☐	ア	総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー	市区役所または町村役場
☐	イ	履歴事項全部証明書または 閉鎖事項全部証明書	会社の所在地を管轄する 法務局
☐	ウ	税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー (受付印のあるもの)	
☐	エ	保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書	
☐	オ	その他、公的機関が交付する証明書等であつて、失業の事実が確認できる書類	

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	当窓口、年金事務所、 日本年金機構のHP等
☐	年金手帳（氏名の記載のページ）または基礎年金 番号通知書のコピー ※基礎年金番号の確認	日本年金機構
失業したこと等により申請を行うときに雇用保険の被保険者であった方 (ア、イのいずれか)		
☐	ア	雇用保険受給資格者証のコピー ハローワーク
☐	イ	雇用保険被保険者離職票等のコピー 旧勤務先等

<ケース2 遡及免除申請のポイント>

「免除情報整理シート」を使用して、必要な情報を整理する。

各申請年度の直前の1月1日時点の来訪者の住所地

配偶者との同居の有無、世帯主の変更などの情報

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 () 平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)

若年 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6

学特 平成26年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人 未納 転居 B市

配偶者 A市

世帯主 A市

免除 () 平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)

若年 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6

学特 平成24年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人 未納 A市

配偶者 A市

世帯主 A市

免除 () 平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)

若年 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6

学特 平成23年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人 未納 A市

配偶者 A市

世帯主 A市

(※) 地方税法上の所得 (総額、雑所得の総額、雑所得の額)

20150401 : A4-01-2

<ケース2 遡及免除申請のポイント>

「免除情報整理シート」を使用して、必要な情報を整理する。



免除制度の目的＝未納を防ぎ、老齢・障害・死亡リスクへ対処すること



免除期間は老齢基礎年金が減額される
⇒追納によって増額できること

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除()	若年者納付猶予	学生納付特例
	平成27年度期間(平成27年7月～平成28年6月)	平成26年中所得(※)により審査します
	7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6	
納付状況	未納	
本人	A市 転居	B市
配偶者	A市	
世帯主		

平成25年度期間(平成25年7月～平成26年6月)

免除()	若年者納付猶予	学生納付特例
	平成25年度期間(平成25年7月～平成26年6月)	平成24年中所得(※)により審査します
	7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6	
納付状況		
本人		A市
配偶者		
世帯主		

(※) 地方税法上の所得(総額、雑所得の繰越控除後の額)

20150401/A4-01-2

<ケース2 遡及免除申請のポイント>

No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度

✓ 審査基準

■ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
--------------	------------	---------------

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
 - ・ 生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
 - ・ 地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が125万円以下の方
 - ・ 災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた方
 - ・ 失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
 - ・ 配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
 - ・ 特別障害給付金を受給している方
 - ・ 外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

免除・納付猶予



No.16-1 申請免除・若年者納付猶予制度

☒ 制度のご説明

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

定期保険料（月額）	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	15,590円	15,250円	15,040円	14,980円
免除の種類	月額保険料			
全額免除	0円	0円	0円	0円
4分の3免除（4分の1納付）	3,900円	3,810円	3,760円	3,750円
半額免除（2分の1納付）	7,800円	7,630円	7,520円	7,490円
4分の1免除（4分の3納付）	11,690円	11,440円	11,280円	11,240円
若年者納付猶予	0円	0円	0円	0円

☒ 対象となる方

- 学生の方は、学生納付特例制度の対象となりますので、学生納付特例を申請してください。
- 海外居住者などで、日本に居住していない期間については、免除・若年者納付特例の申請はできません。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者特約料
対象者	第1号被保険者（任意加入被保険者および子連は対象外）				30歳未満の未婚の若年被保険者（10月1日現在の月齢0月0歳）
審査基準	申請者・申請者の配偶者・世帯主3名のそれぞれの所得が基準に該当することが必要です（P.45の審査基準参照）				申請者・申請者の配偶者2名のそれぞれの所得が全額免除基準に該当することが必要です
免除・若年者特約料額を受けられる期間	7月から翌年6月まで（特約料期間日より2年を経過していない期間）				
継続申請	できます （一部不可）	できません （更新手続きが必要です）			できます （一部不可）
将来受け取る世帯間年金全額（注）	全額納めた場合のみ				年金額に反映されません
保険料の返納	10年以内であれば、さかのぼって納めることができます （一定期間を経過している場合は、当時の保険料に返還がつかず）				

(18) 平成21年4月以後の期間である場合

20250401 : A2-D1-1

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

氏名 () 氏名 ()
 学年 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6
 平成27年度産別 (平成27年7月～平成28年6月)
 平成26年中所得 (※) により審査します

[illegible]

平成26年度国庫（平成26年7月～平成27年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成25年中所得（※）により審査します

[illegible][illegible]

平成25年度期間（平成25年7月～平成26年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成24年中所得（※）により審査します

[illegible]

平成24年度期图 (平成24年7月~平成25年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

学 校 平成23年中所得(※)により審査します

納付状況

[illegible]

(36) 能力喪失上の所得（減損失、減損失の補填期間中の額）

(10) 地方税法上の所得（減損失、雑損失の繰越控除等の額）

20150401 : A4-01-2

【国民年金】免除・納付猶予 必要書類リスト
(申請免除・若年者納付猶予)

月 日までに、次の書類をご提出ください。

お手続きに必要な書類	入手先
国民年金保険料免除・納付猶予申請書	当窓口、年金事務所、 日本年金機構のHP等
年金手帳（氏名の記載のページ）または基礎年金 番号通知書のコピー ※基礎年金番号の確認	日本年金機構

した事等により申請を行うときで雇用保険の被保険者であった方

ア	雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワーク
---	----------------	--------

イ	雇用保険被保険者離職票等のコピー	旧勤務先等
---	------------------	-------

の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方（ア～オのいずれか）
 については、お持ちの生業の種類に関する次の内容が必要です。

※オについては、あわせて失業の状態にあることの申立てが必要)

ア	総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー	市区役所または町村役場
イ	履歴事項全部証明書または	会社の所在地を管轄する

イ	閉鎖事項全部証明書	法務局
ウ	税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー	

	(受付印のあるもの)	
エ	保健所への廃止届出書(控)(受付印のあるもの)または廃止届証明書	

オ	その他、公的機関が交付する証明書等であつて、失業の事実が確認できる書類	
---	-------------------------------------	--

[裏面に続く](#)

裏面に続く

20150401 : A4-02-1

